

令和元年9月清須市議会定例会会議録

令和元年9月5日、令和元年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市 民 環 境 部 長	栗 本 和 宜
健 康 福 祉 部 長	河 口 直 彦
建 設 部 長	永 湊 貴 徳
会 計 管 理 者	吉 田 敬
教 育 部 長	加 藤 秀 樹
監 査 委 員 事 務 局 長	三 輪 晃 司
総 務 部 次 長 兼 防 災 行 政 課 長	丹 羽 久 登
市 民 環 境 部 次 長 兼 産 業 課 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	加 藤 久 喜
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	佐 古 智 代
総 務 部 参 事	山 下 雅 也
建 設 部 参 事	横 井 仁 一
建 設 部 参 事	鈴 木 貴 博
人 事 秘 書 課 長	舟 橋 監 司
企 画 政 策 課 長	後 藤 邦 夫
財 政 課 長	岩 田 喜 一
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
収 納 課 長	三 輪 好 邦
市 民 課 長	伊 藤 嘉 規
保 険 年 金 課 長	篠 田 敬 幸
生 活 環 境 課 長	島 津 行 康
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	北 神 聖 久
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	葛 山 悟
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	日 比 野 鋭 治
社 会 福 祉 課 長	鹿 島 康 浩
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
土 木 課 長	飯 田 英 晴
都 市 計 画 課 長	長 谷 川 久 高
上 下 水 道 課 長	菅 野 淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会 計 課 長	楢	本	雄	介
学 校 教 育 課 長	石	黒	直	人
生 涯 学 習 課 長	近	藤	修	好
ス ポ ー ツ 課 長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	浅	田	克	幸
議 事 調 査 課 長	高	山		敬
議 事 調 査 課 課 長 補 佐	川	村	幸	一

6. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

(傍聴者 11名)

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (久野 茂君)

おはようございます。令和元年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は22人でございます。

本日の会議を開きます。

昨日の本会議に引き続き、日程第1、一般質問を議題といたします。

昨日の本会議で8人の方の一般質問が終了しておりますので、残っております議員の一般質問を通告の順に発言を許可いたします。

最初に、伊藤議員の質問を受けます。

伊藤議員。

< 16番議員 (伊藤 嘉起君) 登壇 >

16番議員 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

議席番号16番、伊藤嘉起、清政会でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、大きく福祉と都市計画について、2点質問させていただきます。

まず、1番といたしまして、介護保険制度の今後の役割。

団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる超高齢社会によって生じる「2025年問題」は、社会全体に大きく影響を及ぼすと懸念されています。介護や医療の現場では、体力低下や寝たきりの状態にある高齢者に加え、認知症患者数も今までよりも増えてくることが想定されています。介護をする家族の方などの負担を軽減するためにも、介護と医療を合わせたサービスの提供が急務とされています。

過日、ある町内で、独居の高齢者の方が行方不明となり、日が暮れてから地域の方と捜索にあたるという事案が発生しました。幸いにも事なきに終わりましたが、今後こうした事案が多く発生するのではないかと危惧をしております。

国においては、平成18年には予防のケアマネジメントは地域包括支援センターが実施することとし、平成24年には地域包括ケアを推進することとしました。さらに、平成27年には地域包括ケアシステムの構築に向け、在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等の地域支援事業を充実してきました。

本市の第7期介護保険事業計画においても、地域包括支援センターの機能強化や認知症に関する施策の総合的な推進などを柱とする地域包括ケアシステムの深化・推進が定められています。高齢者の皆さんの顔が見える、細やかで優しい福祉を実現するため、第8期介護保険事業計画の策定に向け、以下の質問をいたします。

①国が推進する地域包括ケアシステムとはどのようなものなのか、さらに、地域包括ケアシステムでは、高齢者の皆さんへのサービスはどのぐらいの時間をもって提供されることを想定しているのかお尋ねします。

②本市は日常生活圏域及び地域包括支援センターを一としているが、国は、地域包括ケアシステムを構築すべき区域を念頭に日常生活圏域を設定するとしています。この日常生活圏域とは何なのか、そして圏域を決定する際にどのようなことを勘案し、どのぐらいの範囲を想定しているのか、お尋ねします。

③お隣の市では日常生活圏域を複数指定し、その圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの構築を進めています。基準となる介護保険料が本市と比べ高いわけではありません。この現状について、健康福祉部長のご認識をお尋ねします。

④第8期介護保険事業計画を策定するにあたり、現時点で最も必要だと認識していることをお尋ねいたします。

⑤第8期介護保険事業計画の策定にあたり、市長としてのお考えをお尋ねします。

大きく2点目の質問に移ります。住宅密集地の防火対策と空き家対策。

6月25日午後5時30分、清須市西枇杷島町南二ツ杵地区で火災が発生しました。区画整理未施行地区で住宅が密集し、18棟15世帯の方が火災の被害に遭われました。この場をおかりし、被災された皆様の一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、この火災災害は、清須市が始まって以来の大災害と言っても過言ではなく、深く心に刻み込むと同時に、本市の防火対策をより一層強固なものにしなければなりません。そこで、次の質問をいたします。

①この火災の原因と延焼の原因をお尋ねします。

②この火災を通じ、西春日井広域事務組合消防本部ではどのような対策をとろうとしているのかお尋ねします。

③市内には、南二ツ杵地区と同じような区画整理未施行地区で住宅密集地は、西枇杷島地区の美濃路周辺のほかに新川地区、清洲地区、春日地区においてはどのぐらいあるのかお尋ねいたし

ます。

④本市は、合併前から今日まで、建て替えができなくなった住宅地に不要になった公共施設の跡地を活用して延焼防止帯を設けるなど、さまざまな形で整理未施行地区の防火対策に取り組んできました。こうした区画整理未施行地区の住宅密集地における防火対策の必要性について、都市計画の観点から、ご認識をお尋ねいたします。

⑤近年では、地域の防火や安全を脅かすものとして、空き家が新たな課題として浮かび上がってきました。全国の先進自治体では、区画整理未施行地区の住宅密集地に限り空き家を活用し、延焼補防止帯を設けている事例もあります。さまざまな困難があるにせよ、まさに一石二鳥であります。都市計画の観点から、ご所見をお尋ねいたします。

以上、大きく2点、よろしく願いいたします。

議長（久野 茂君）

最初に、1の①の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課、古川でございます。

①についてお答えします。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳を迎え、認知症高齢者の増加が見込まれる2025年をめどに、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で生活できるようにするため、地域の特性を生かし、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供する地域づくりの仕組みです。

市民へのサービスの提供時間は、地域の特性に応じて、地域包括ケアシステムを構築することを目標とし、概ね30分以内に必要なサービスが提供できることを想定しています。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

2番も続けてお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、②の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

②についてお答えします。

日常生活圏域は、施策や将来的な介護サービス量などを考えていく上での基礎的な単位であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備の状況等を勘案し、地域包括ケアシステムを構築するために設定していくものであります。

なお、国はその範囲を中学校区等、地域の実情に応じた区域と想定しています。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

清須市は、国が示す地域包括ケアシステムとの相違点はございますか。

議長（久野 茂君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

国が示している地域包括ケアシステムを目指す際の5本柱が先ほどの答弁の中にありました住まい・医療・介護・予防・生活支援となっており、それらの推進については、本市でも基本的には相違はないと考えております。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

本市の現状として十二分に充足されているということで理解してよろしいですか。

議長（久野 茂君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

現在、第7期の計画に沿って地域包括ケアシステムの中で地域づくりを推進しておりますが、システムを構成する分野や地域によって進捗状況がさまざまですけれども、個々の内容については、まだ十分とは言いがたいと認識しております。

以上です。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

②のほうのことなんですけど、国のほうは、中学校区等実情に応じた区域と想定していますということなんですけど、うちは中学校は4校あります。合併した町で旧自治体が4つあるということで、近隣との比較にもなるんですけど、近隣全ての周辺の市町は、1というところはないわけですね、圏域を含めてサポートセンターと包括支援センターが。それについてはどのような清須の事情があるんでしょうかね。

議長（久野 茂君）

古川課長。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

現在、地域包括支援センターは1か所になっておりますけれども、市内の一番遠い場所からでも車で30分前後の移動時間で相談できる状況があります。また、お越しいただくのが困難な方については職員が訪問する体制をとっております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

ほかにもありますけど、部長の答弁のほうからまた質問させていただきますので、3番のほうをお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、③の質問に対し、河口健康福祉部長、答弁。

健康福祉部長（河口 直彦君）

健康福祉部長の河口です。

3番についてお答えのほうをさせていただきます。

介護保険料はさまざまな要因に影響されて算定されておりますので、地域包括支援センターを複数設置している自治体の保険料が一概に高くなるというわけではないと認識しております。しかしながら、複数設置することで委託料が増え、介護保険料が上昇する要因とはなりません。

高齢者が要介護状態とならないための各種介護予防事業の充実を図るなど、介護保険料には十分に配慮しつつ、なお一層の地域包括ケアシステムの醸成を進めていきたいと考えております

以上です。

議 長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

地域包括支援センターを複数設置すると介護保険料が上昇するという事なんですが、理由としてはどのようなことですか。

議 長（久野 茂君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

包括支援センターを設置しますと、当然、そちらのほうの人件費ですとか事務費ということが乗せてくるということになりますので、委託料が上がってきますので、それらの経費というのは介護保険料のほうに影響してくるということから、保険料が上がってきますよということになります。

以上です。

議 長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

4番のほうでお願いします。

議 長（久野 茂君）

次に、④の質問に対し、古川高齢福祉課長、答弁。

高齢福祉課長（古川 伊都子君）

高齢福祉課、古川でございます。

④についてお答えします。

第8期介護保険事業計画は、2021年から2023年が計画期間であるため、2025年問題を考えると大変重要な位置づけとなると認識しております。

介護保険制度を持続的に運営していくために、認知症施策推進事業や在宅医療介護連携事業を拡充し、自立支援や重度化防止に資する施策を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

先ほどの部長の答弁のほうとも重複すると思いますが、質問させていただきたいと思います。

これは2025年に対する重要課題ということで、第8期に向かって、今、準備しなくてはならないことというのは検討が進んでいると思うんですけど、当然、日常の生活圏域もサポートセンターの数も他市に比べて、うちは補える部分があるというふうには住民の方も多分理解されていない。

住民の方から直接苦情があったかどうかわかりませんが、25年問題、2040年問題という話になるんですが、2040年までのことを想定しますと、この時期にしっかり準備を進めなくてはならないと。この先というのは地域包括ケアシステムの構築ということで、世界中どこの国も経験したことのない少子高齢化に向かう中で、どこにもお手本がない事業を進めないかん。この中で日本は介護保険制度を設けたと。その介護保険制度の法改正の中でたびたび変わるんですけども、包括ケアシステムとかいろんなことが出てきまして、要は、昔のような財源が厳しくなっていくだろうという中で、保険制度も設立されたと私は理解しているんですけど、これは深刻な問題ですよ。

部長はその前に定年されるんで大丈夫かもわかりませんが、17年の法改正がございました。17年の法改正の折に地域包括ケアシステムという言葉が初めて世に出まして、政府のほうも少子高齢化の想定はしてたんですけど、近づくにつれて具体的な政策をうたってきた。そういう中で、うちは第8期でやっと日常の生活圏域をどうするのか、地域包括センターを複数にするのかといういろんな検討がこれからされると思うんですけど、よそは残念ですけど一歩先行つとるような気がするんですよ。

先ほどから言います地域包括ケアシステムの構築そのものがどこも経験したことがない。先進事例はあるんですけど、まだまだ本格的な少子高齢化に入っていない時期の今は練習しとるような時期。その中で、果たして今の清須市の定める1の圏域と1の包括支援センターで介護保険サービス、その他医療を含めて地域包括ケアシステムというのは、結局、地域住民の協働も必要ということで、我が市は市民協働係という係も設けたというのは、そこに向かってやるんだな。これは行政だけじゃなく、議会と市長が一番の理解がないと難しいという問題と言われとるんですけど、地域住民にも負担を強くないかん。地域性が違うとそこにまた格差が出る。そういった中で、我々は合併したまちなんで、私としては日常生活圏域は4つだと、そのように考えております。

なおかつ、先ほどから申し上げます地域包括ケアシステムの難題、これに向かっていく、

挑戦をしていく上においては基地が必要だと。17年に合併して13年以上たったんですけど、いまだに地域差というのは感じますし、その地域差というのは悪い意味でなく、それぞれいい部分も当然あるんですけど、地域差というのは感じますので、皆が同じ1つの基地で同じような温度でやれるかという大変難しいと思うんですけど、その辺の見識について、部長、あればお願いしたいと思います。

議長（久野 茂君）

河口部長。

健康福祉部長（河口 直彦君）

福祉部長、河口です。

介護保険の制度というのは、今現在、7期の計画に沿って事業実施のほうはさせていただいております。今まで7期の各計画を策定するに際して、その時々、その場面に応じた議論をさせていただいた上で今の7期の計画を実行しておるわけでありまして。

今、議員の質問の中にもございましたように、今後2025年問題を迎えるにあたりまして、2025年といいますのは9期の始まりであります。そうしますと、今まさに8期の計画を策定する時点におきまして、そこら辺、先を見越した上での議論も必要になってこようかというところは十分認識しておるところでありますので、策定にあたりましては来年度の策定になりますけれども、今、既に検討準備段階には入っておる状況であります。そういったものを調査、そして研究といいますか検証をしつつ、今後8期の計画ではどのような形が清須市にとって一番いいのかというところの結論を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

行政のほうは十分理解してみえると私も思っております。

ただ、先ほどから申し上げますように、本当にどの国も経験したことのないものを迎える。そういった中で、介護保険制度もできたわけですけど、介護保険制度だけでは補えない状況が生まれるのを想定した上の市民協働とか、いろんなものも巻き込んで、地域の医療も当然そうなんですけど、全ての企業、一般商店まで巻き込んだ上で、みんなで1つになって乗り越えないかん時代が来るということなんで、それで、行政の方が幾ら理解しとってもやらなあかんのわかってお

りますよと言われても、確かにそうなんですけど、これを地域にどう浸透させるかというのがこれからの課題になるというふうに思うんで、そのようなことを思うときには、日常圏域というもの大切さ、サポートセンターの大切さというのがそこには出てくると、このように思っておりますんで、部長は理解してみえるんで、8期にはしっかり盛り込んでやっていただけたらと思うんですけども、よろしくをお願いします。

それから、もう1点、懸念しておりますことがありまして、平成17年に法改正があったと。先ほども言いましたけども、その折に地域包括ケアシステムというものが初めの言葉として出てきた。そのときに清須市旧3町が合併したのが平成17年、これ合併協の中でも当然議題として取り上げられ、我が市は18年に包括支援センターをオープンしたということで、これは部長に聞いても、21年の合併からお仲間入りした春日の職員だったんで、当時のことがわかる人って見渡しますと、当時の合併事務局長がここにおみえになりますけども、この辺の協議というのは、合併時3千項目以上に残る協議を重ねるということで、どうしても合併の期日に間に合わない中で、何らかの議論は合併前にされたのかどうか、もし記憶があればね。

議長（久野 茂君）

永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

申しわけありませんが、記憶にありませんので、そういうことであれば、書類をひっかけ回して調べたいと思います。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

日本全国、平成大合併の時期ですので、我々の市は17年、あま市はその後、北名古屋もその後ということだったんで、春日が入ったのは21年ということですけど、これは全国の合併の弊害になるといかんということで、厚生労働省は日常生活圏域を決めるにあたり、合併した町は旧自治体を加味し日常生活圏域を決めると、このような指導をされたわけです。当然、事務局長は3千何百項目を覚えているわけがないんで、そのときに協議されたかどうか、今、記憶にないと思いますけど、幾ら合併して13年、14年たちましても、合併のときに国の方針がそのように出たことは、ある程度そこは遵守せないかん問題かなというふうにも思います。

それと、清須市の財政的な面と介護保険の充実のための法律とかいう話になりますと、また違

う問題も出るんですけども、どこまで行っても国の制度で決めて、保険制度で共助でやる事業であります。どこまで行っても料金は一緒と。保険料が違うのは、清須市に悪いところがあるわけでもなく、たまたまうちの市は高齢者が多い。

どんな保険でもそうですけど、使わない人は幸せに決まってるんですよ。でもね、間違いなく共助で皆さんが保険料を納めて成り立つ事業は始めて、誰もあの人ばかり使っていいわっていう話にはならないと思いますよ。私だっていつそうなるかわからない。そういう中でできた制度ですので、例えば、施設が増えると負担が増えるんですと。そんなに負担が増えるのは、多分、今の最低人員でいうと、保険料が上がっても20円ぐらいの話なんですよ。この後、もっとケアシステムの構築のためには人が要するという話にもなるんだろうとは思いますが、うちの市だけが特別余分に住民に保険料として賦課しとるとか、そういうことには全く住民は考えてみえないと思うんです。行政が情けないからこうなっちゃったとか、そんなことは考えてみえないと思うんですね。

⑤に移りますけど、最後に市長のご所見をお伺いします。

議長（久野 茂君）

永田市長。

市長（永田 純夫君）

議員ご指摘のように、これから後期高齢者がどんどん増えてまいりますし、認知症の方も確実に増えていっているということで、現在7期に比べて8期の介護保険事業計画は大事になってくることは十分承知をいたしております。

いろんな担当部長と担当課長と議論を進めていただいたわけですが、包括支援センターの件のことだというふうに、今、承知をいたしました。このことにつきましてもいろんなご意見があるわけですが、一方で保険料のこともあります。しかし、今、基礎資料を集めるという段階ではございますけども、あと1年半、先の計画ではございますが、しっかりと清須の高齢者の方が安心して暮らしていけるように、いろんな面で議論を重ねていただいて、最終的に判断してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

私も合併前から、合併のことから事務局長として行政マンとしてしっかりとやってみえた永田市長のことを信頼しておりますので、地域包括ケアシステムの構築、大変難題ではございますが、先ほども言いましたけど、市長の理解と議会の理解が必要だと。そして、地域の協力が必要。これによって同じ濃尾平野の中、同じような生活圏域にみえる皆さんと行政区によって大きな差が出てくるというのが難題の1つだと思います。それは財政も必要でありますし、市によって、その仕掛け方によって地域の方も参加しやすい。地域の気持ちも変わってくるということでありまして、ここは市長のリーダーシップに期待をいたしますので、よろしく願いいたします。

では、大きく2点目のほう、お願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、2の①の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

2の①についてご答弁いたします。

火災の原因につきましては、現在、西春日井広域事務組合消防本部が調査中でございます。延焼が広がった原因につきましては、消防本部の検証によると、40分以上の通報の遅れにより、消防隊到着時には既に火災が最盛期の状態であったこと、また、風速4.1メートルの南南西の風にあおられたことにより飛び火が発生し、延焼ラインを越えて火勢が拡大したことにより、大火になったのではないかと聞いております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

消防車到着から放水までの時間というのはわかります。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

消防車が到着して放水した時間が4分かかったと聞いております。

以上でございます。

議 長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

消防庁の資料によりますと、到着後から2分以内で放水できることを望むと、そのような記述があるわけですが、それについては、この2分間のロスというか、何か要因があったんですかね。

議 長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

具体的に申し上げますと、私が今4分と申し上げたのは、まず、指令車が到着いたしましたのが17時42分です。その後に消防車と水槽車が一对で到着しましたのはその後でございます、指令車が到着してから放水したというのが4分ということで、実際に消防車と水槽車が到着しまして放水したというのは4分もかかわっておる話ではなく、恐らく2分前後で放水ができたというふうに聞いております。

以上でございます。

議 長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

次へお願いします。

議 長（久野 茂君）

次に、②の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

②番についてご答弁いたします。

この火災を受けて消防本部の対策としましては、通報の遅れに対する対応策として、市民の皆様に対して、自主防災訓練や消火訓練等の機会に火災の早期発見、通報の重要性を啓発すること、火災と思われる煙を発見した場合には、躊躇なく速やかに通報していただけるよう、消防団員に依頼すること、望楼カメラの設置につきましても、他の消防本部の状況を調査・研究すると聞いております。

また、住宅密集地における防火対策については、新潟県糸井川市の火災以降、大規模火災が発

生ずるおそれがある場所の事前調査を実施しており、具体的には、水利状況、道幅、消防車両がどこまで進入可能であるのかということ調査した上で消防計画を作成し、それに基づいた図上訓練等を行いました。

今後も、随時火災に対応できるマニュアルづくり、勉強会を開いて対応をすること、さらには、出動規程の見直しを行い、これまで、東消防署からの応援は、救助工作車1台のみの出動となっておりましたが、見直し後は、現場の状況に応じた迅速な応援出動を可能とするため、現場指揮隊長からの応援要請等により、救助工作車に加えて指揮隊1台及びタンク車1台が出動することと聞いております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

ありがとうございました。

消防署のほうも、木密地区で通報が遅かったということで、消火作業が大変だったと思います。また、名古屋市からもかなりの消防車が応援に来ていただいたことで、あれでおさまったということで、まだよかったのかなとも思いますけども、この後の質問でその関連はしますけど、ちなみに、今、消防法ということで、渋消式というのが全国的に消防署の間では話題になっておる渋川の広域消防、こちらのほうは渋消式と俗に言われる消火活動作業の短縮を図って、国の指導の2分ではなく1分15秒で放水できる状態をつくり上げるとということで、全国の消防関係が3年間に7千人以上の方が視察研修に伺ってるということなんですけども、うちの広域消防はそちらのほうには行かれたことはあるのかな。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

確認をいたしましたら、今のところ、見学訓練のほうには行ってないと聞いております。

ただ、今の消防署における今後の対応といたしましては、今まで尾張西部の単位における消火訓練を実施していたんですけども、もう少しきめ細やかな実動に合った訓練といたしまして、従来は西署、東署それぞれ消火訓練を行っていましたが、今後は東署、西署合同に消火訓練を行いまして、指揮統制を構築すると聞いております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

被害を最小限に抑えることについては、当然、自治体の協力も要ると、そのように考えております。

空き家の情報、高齢者の一人暮らしの情報、その他を消防署のほうも、これも地域差はかなり清須市内も豊山まで含めますとかなりあるんですね。木密地区が多いところではこのような対策をとすることは、当然、消防署のほうでやっていただいとるし、今後もより一層進めていただけるとことは考えておりますけども、今後は自治体のほうも積極的に消火活動が速やかに行えるように協力体制をとっていただくことをお願いいたしまして、質問いたします。

最後に1つだけ、余分な話になるかもわかりませんが、今回15世帯被災されたわけですけど、その中の数世帯の方が、今回、清須市の職員さんには大変親切丁寧・迅速に対応していただいたということで、お礼の言葉を言ってみえたことをお伝え申し上げて、次の質問にお願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、③の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。

③についてお答えをいたします。

本市の市街化区域面積は1千261haで、区画整理実施面積は475haとなっております。したがって、残りの786haが未整理地区となります。

未整理地区の住宅密集地が、各地区にどの程度あるかにつきましては、土地利用のデータをもとに、人口密度が60人/ha以上の地区を住宅密集地相当として面積を算出いたしました。

地域別では、西枇杷島地区が24ha、新川地区が114ha、清洲地区が16ha、春日地区が35haとなり、合計約189haが未整理地区の住宅密集地の面積となります。

具体的には、美濃路沿線ですとか阿原地区、本町地区などが挙げられると思います。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

最後まで答弁のほうをお願いします。時間もないのです。

議長（久野 茂君）

次に、④、⑤の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

④についてお答えをいたします。

今回の火災を踏まえ、何らかの対策が必要であることは強く感じております。未整理地区内の対策といたしましては、市街地再開発事業、土地区画整理事業など面整備事業が考えられますが、事業化には地域の方々の理解と協力が必要であり、何よりも整備に対する地域住民の皆様の機運の高まりが不可欠でございます。

また、住宅密集地区の整備は他地区と比較しても多額の事業費がかかります。事業化するには「時間」「事業費」「整備手法」「市民との合意形成」など課題も多くあります。

なお、昨年度策定をいたしました清須市都市計画マスタープランにおいては、未整理地区内の住宅密集地における防火対策は、当面の間は「建物の建て替えに合わせた道路の拡幅や沿道建築物の耐震化・不燃化の促進」を実施することとしております。

続きまして、⑤についてお答えをいたします。

先進自治体の住宅密集地対策では、対象地区を定めて、該当する建物所有者は補助金を用いて解体をし、自治体は土地を無償で借地するかわりに固定資産税などを非課税とし、地元の自治会などが防災広場などとして利活用するといった運用をしております。住宅密集地対策としては、非常に有効であるというふうに思われます。

しかしながら、この事業を実施するには、市としても各課との連携が必要でございますし、地域の皆さんの協力も不可欠であるため、区画整理を実施することと同様の理解や機運の高まりが必要となります。したがって、関係機関調整、国・県等の支援などについて確認を図りながら、事業手法について検討してまいります。

なお、本年度より、空家解体促進補助を創設したところでございますので、当面は、現在の空き家対策を推進していくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

伊藤議員。

16番議員（伊藤 嘉起君）

清須市は歴史のあるまちで、美濃路街道に面したところにはかなりの木密地区が残っているということで、消防車両も入れない道も本当に多々あります。清洲地区にもありますし、新川・西枇杷地区、それぞれあると思うんですけども、今日は資料で川崎市の対策を配らせていただいたんですが、こちらのほうもしっかり見ていただいて、これは川崎だけじゃなく、どんどん進んでいきます。

これは当然ですけども、阪神大震災のときに消防車がなかなか駆けつけられない。延焼を食いとめる、類焼を食いとめることができないという中で、どうしても未開発のところで開発しないのは住民さんのせいですよという話じゃなくて、これはなんらか手を加えんと、ここの清須も南海トラフ巨大地震の発生率がということで自主防の方にもしっかり活動していただいております。市中、市のほうもですね、火事が起きたからというわけではないですけども、大体、災害が起きるといろんな施策が生まれてくるんですが、あれだけの大火があったのにと話になってもいけませんので、早急に取り組んでいただいて、先ほど登壇したときにもお話ししましたが、新川地区にも西枇杷地区にもそれぞれルールは明確にはないわけですけど、いろんな空地を利用して防災目的に市が借り上げたり買い上げたりということで、過去には当然行われておりました。

私が生まれ育ちました西枇杷島町、大変、密集地が多いところでございます。旧町時代はその政策の中でいろんなところに防災空地を設けたということがありますが、市になって合併しますと住民の理解もモデル地区をしっかり指定して行わないとできないと、手順を踏まないとできないということもあると思います。

聞くところによりますと、戦時中もあったという話です。美濃路は密集しているのです、焼夷弾で名古屋の大空襲が始まった42年以降、閑所を設けたということで、国の指導のもと、半強制的に隣との間をあけたというところも、今も道が残っております。そのようなことを地震に向けた対策ということで、しっかりと早急に取り組んでいただけることを期待申し上げ、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（久野 茂君）

以上で、伊藤議員の質問を終わります。

次に、加藤議員の質問を受けます。

加藤議員。

< 13番議員（加藤 光則君）登壇 >

13番議員（加藤 光則君）

議席番号13番、日本共産党、加藤光則です。

私は大きく分けて2つのことについてご質問させていただきます。

1番目、化製場より発生する悪臭についてであります。

化製場より発生する悪臭は、長年にわたり不特定多数の人々に不快感や嫌悪感を与えています。公害対策基本法は、公害を「事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義しています。

悪臭は自治体の境界を越えて広がることから、当該地域の「公害のない、よりよい環境を目指した地域づくり」を進めるにあたっては、排出源の立地する「あま市」と影響を受ける本市との連携が重要であります。そして、地域社会で事業者の公害防止管理に関する情報を共有することが必要と考えます。

以下、質問します。

①どのように連携し、対応しているのか伺います。

②苦情件数を悪臭の程度を推しはかる基準とするのではなく、実態をリアルに把握することと、苦情の吸い上げシステムを広げていくことが必要ですが、当局の考えを伺います。

③自治体として事業者による積極的な情報公開を促すとともに、みずからが持つ情報についても可能な限り公開し、地域における情報共有を進めることが望まれますが、考えを伺います。

④公害防止対策の経験者等の有識者等とも協働し、公害防止行政のノウハウや助言を受けることが必要だと考えますが、当局の考えを伺います。

2つ目であります。五条川堤防の安心・安全の確保についてであります。

五条川の狭窄部、今回は被災部の護岸ありますが、流量増大時の堤防への荷重や越水が心配されてきました。特に重要水防箇所当たる区間においては種別ごとにさまざまな基準が示されていましたが、5月と6月に右岸護岸が「被災」しました。被災の原因として「五条川に流入する雨量が急激に増加したことから、矢板前面の河床が洗掘され、矢板が河川側に傾倒した」とのことですが、狭窄部は、洪水流の疎通が妨げられて上流部の水位を高くし、さらに橋脚も洪水流に対する抵抗となって上流水位を高めています。

さらに河道地形を見ると左岸堤防がカーブして狭窄部となっているため、洪水流は右岸堤防に突き当たり、その作用によって法面や基礎が洗掘されることは地形を見ても容易にわかります。

今、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」では、「全国の河川における洪水時の危険性に関する緊急対策」が実施され、危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所洗掘等によって、洪水氾濫による著しい被害が生ずる等の危険性を有する約2千340の河川について、樹木伐採や掘削及び橋梁架け替え等の緊急対策を実施し、危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を2020年度までに概ね解消するとしています。

そこで、①市民の生命・財産を守る立場から、被災の危険性をどう評価しているのか伺います。

②名鉄名古屋本線橋梁の改築は、「鉄道高架事業の一部として名古屋鉄道に委託して設計を進めている」と答弁されていますが、現在どのように具体化し、事業として進められているのか伺います。

最後、③狭窄部においては、河積が不足しておれば、小さい流量でも計画高水位を超えることが懸念されるが、護岸体力は安心・安全であるのか伺います。

以上、よろしくご答弁お願いします。

議長（久野 茂君）

最初に、1の①の質問に対し、島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

生活環境課長の島津でございます。

どのように連携し、対応しているかということですが、苦情があった際、指導権限のあるあま市と連携し事業所を訪問、そして苦情時間・場所等を伝え、事業所はその時間帯の作業内容を確認し、今後の臭気抑制のためのデータといたします。

清須市は今年度、それとは別に、臭気測定を実施しております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

苦情があったら、すぐ連携して事業所を訪問するということを言われたわけですが、しかし、現実、あまり実態的には改善されていない状況があるわけでありまして。

例えば、夕方5時過ぎとか、さらにもう少し遅くなって夕食時にこの悪臭がにおってくるわけですが、役所が閉まっていますが、工場の悪臭は閉まらないわけでありまして。そうした場合の対応についても、先ほどおっしゃったような対応がなされているのか、再度質問します。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

時間外夕方・休日等でございますけれども、時間外に苦情の連絡をもらった際は、あま市の担当課と連絡がとれない場合があります。そうした場合でも、清須市単独で動くのではなく、その時間・場所等を記録して、翌日、あま市とともに事業所を訪問しておるといったような状況でございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そういうことなんですよ。どうしても単独では動けないということで、今、言われて、翌日になってしまうわけなんです。その間というのは、非常に悪臭に悩まされるわけですが、悪臭防止法は、悪臭に悩まされない快適な環境を保全すること、これを目的にしているわけでありまして。未然防止の推進には限界があるなら、苦情を迅速かつ適切に解決することを目標にして、苦情があったら状況や陳情に際して対応する、このことが私は何よりも求められるし、大事ではないかなと思うわけでありまして。

今の答弁だと、初動までの時間が翌日になっては時間がかかり過ぎなんです。そうしたことが苦情の相談者に対してさらに不信感をあおったり、報告がなされないままにして、いつまでも経過してしまっている。さらに声を上げた苦情の相談者に不安や市に対する不信感、さっきも言いましたけど、これを増大させてしまうわけでありまして。

この悪臭の防止法には、「市町村長には、当該悪臭原因物の不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれ、または損なわれるおそれがあると認めるときには、悪臭原因物の排出の防止のための応急措置を命ずることができる」、こう記されているわけでありまして。

苦情の解決が目的であることを正面に置いて対応していただかないとだめだと思うわけでありまして。この処理対応の手順について、もう一度お考えをお聞きしたいわけなんです。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

現在、あま市事業所と清須で構成し、県がオブザーバーとして参加する連絡会議がございますが、この対応の仕方というのが連絡会議で合意しているという方法でございます。

休日等時間外については、苦情があつてからすぐ駆けつけましても、どうしても時間がかかります。それが事実でございます。

また、事業所については、休日・夜間は営業を控えているというように聞いております。ただ、当日入荷されたものについては当日のうちに処理したい。残しておくとおいが出てしまうというようなことで、何とかその日のうちに処理をしているというような現実でございます。

指導権限の問題があつて、どうしても現行の体制で対応せざるを得ないというのが現状でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

指導権限の問題等言われたわけですがけれども、この悪臭防止法をきちっと読んでいただくと、その権限を清須市としても行使できるわけなんです。今、言われたんですけれども、連絡調整会議との合意があつてということを言われました。しかし、市民・相談者との合意が私は大事だと思うんです。市民の安心安全、こういった問題に対して適切に取り組む、そのことが私は何よりも大上段にとらえていただかないかん問題だと思うわけです。

行政の役割というのは、解決へと導く役割というものを担っているわけでありまして。苦情や相談があつたら素早く動く。においの質や程度を体感して現場へ出向き、発生源の立ち入り状況を確認しないと私は解決の一步にならんとします。

即、対応ができないのなら、どうしていくのか、苦情相談者に不安感を募らせる、こういうことがないように、よりよい対応を求めていくことが大事だと思います。そうしたことを怠っていけば、苦情解決ができないばかりか、この悪臭公害への解決も進まないと思うわけでありまして。役所としての役割をしっかり果たしていただきたいということを申し述べておきます。

2番目の回答をいただきたいと思ひます。

議長（久野 茂君）

次に、②の質問に対し、島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

苦情が多いから臭気が強いとか、苦情が少ないから臭気が弱いという件数で臭気を推しはかっているのではなく、実際に苦情をいただいた際、臭気測定を行っておりますが、そこへ出てきた臭気指数やその結果をもとに判断していくというシステムで現在進めておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

進めているということですので、そしたら、平成30年度の苦情件数と臭気測定、この結果についてお聞きします。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

平成30年度の苦情件数は7件でございました。この件数が臭気が出てきたという苦情の全てではないというように思っております。

また、臭気測定の結果でございますが、30年度に実施した結果でございますが、3回行いました。10未満、13、16という数字が出ております。

ちなみに、基準値については、12ということでございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

苦情件数は7件ということですがけれども、先ほど言いましたけれども、実態は本当に日々ですね、特に夏、腐敗が進むときのおいというのは、連日のようにおっっておるわけでありまして。それで、臭気測定の結果も、測定といっても、今におっるといっても、準備までにかかなり時間がかかるんですね、業者さんに来ていただいて、いろいろなことをしてと。大体、この苦情があってから測定する時間に要する間というのはどれぐらいかかるわけですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

大体20分から30分を見込んでおります。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

20分から30分というのは、臭気の測定する時間だと思うんですが、この業者さんをですね、例えば苦情があつて、今、はかってくれと言って準備するまでにはどれぐらい時間がかかるんですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

今はかってくれと電話をして、実際、現実に機械を設置して空気をとるというような作業になりますが、その作業を終えるまでに大体30分から、駆けつけて、それからの作業になりますので、30分から40分ぐらいはなろうかと思えます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

この作業をされる業者さんというか、そういった専門家に来ていただく。これは名古屋から駆けつけていただくということですので、3、40分プラス向こうも準備して来なかんわけですから、かなりかかるんですよ。この臭気というのは、風向きとか湿度やいろんな条件によって違いますし、そのときのどういう作業をされとるかという実態によっても違うわけでありまして。

この臭気測定を行うのも、今、言ったように少ない苦情が寄せられてからであります。苦情の件数と臭気・悪臭の強さ、これはイコールでないわけでありまして、さっき1でも言いましたけれども、どうしても苦情を言っても無駄とか、やり場のない思いが公害問題の難しさにもあるわけでありまして。だから、現状を知ることと苦情の吸い上げシステム、これを広げていかないか

んという質問をしたわけであります。

例えば、市もやっているモニタリングの情報をもっと有意義に活用していくとか、においセンサーなどの機械を整備して、この苦情について、もっといろんな広範囲から調べるとか、そういったことは考えられないのでしょうか。質問します。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

においセンサーですとか、そういった成分調査ですとか、こういったものについては、今回、清須市が採用しているのは、臭気指数で臭気を判断する方法でございます。あま市のように物質濃度で判断するわけではございません。この臭気指数の判定の仕方は、空気をとって、それを6人の測定者がその空気のおいをかいで測定するというような方法でございますので、その日のうちに測定するという必要がガイドラインで決まっております。そのため、常時はかるとかというようなことのシステムについてはできないというようでございます。

また、成分調査を行う過程については、それは可能ではございますが、 $\text{pm}_{2.5}$ ですとか、そういった成分については常時はかるとはできますが、それとは臭気測定の方法が違うということで、できないというようなことでございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

できないにもいろいろありますけれど、法的根拠になる指数としてのとらえ方として、あまり役に立たないということだろうと思えますけれども、このにおいというのは人それぞれいろいろありますし、先ほども悪臭防止法の中でいろいろ定義もされておりますので、その辺をしっかりとらえて、こういったにおいに対する測定のあり方についても、もう少し幅を広げて考えていただきたいということをお願いしておきます。

3番目に行ってください。

議長（久野 茂君）

次に、③の質問に対し、島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

あま市、事業者と清須市で構成し、県がオブザーバーとして参加する連絡会議でございますが、こちらの場で事業者からは、現在、臭気抑制のためにどんな対応をしているのか随時報告がございます。また、年に一度、現場の視察も実施しております。昨年度は地元の役員さんにもこういった現状を報告する機会を持つことができました。

あわせて、臭気測定の結果でございますが、これは新清洲四丁目の集会所にも置くこととなっております。今後も地元との情報共有を進めてまいりたいというように考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

ここでお聞きするわけですが、悪臭の届け出が県の条例の第6条第2項及び事務処理特例条例によって、「工場は悪臭物質の施設の構造・作業方法など、毎年4月中に市町村長に届けることになっている」、こういう県の決まりがあるわけですがけれども、そういったことについても連絡調整会議で毎年きちっとそういう中身について、工場を見学されるということも言ってましたけれども、本市についてもそういった内容についてはいただいておりますか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

今回の事業所については、あま市に存在するものですから、あま市のほうにはそういった各種の法的な届け出というのはされております。そういった法的な問題ではなく、まともに臭気の対応というようなことで、現状どのような対応をしているか、本年度についてはどういう対応をしたかというような、また、どんな設備を対応のために行ったかというようなものについて報告をいただいているというようなことでございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

総合診断に基づく取り組みを進めないと、連携による公害防止対策の実施の成果やそういった取り組みにつながらないと思うわけであります。事業者による防止活動や姿勢に対する理解が市

民のほうに深まらないと思うわけです。清須市のほうもそうでしょうけれども、何せこの悪臭の被害を受けてる市民のほうに広がらないと思うわけであります。

地方自治体は事業者や地域住民からの情報公開、情報共有を促進する支援者としての役割を私は担っていると思うわけでありますけれども、この工場、事業上の環境改善目標、さらには公害防止に関する計画、進捗状況、事業所の公害防止管理体制、さらには意見や悪臭などの公害駆除の問い合わせの連絡窓口、こういったものについても、私は情報共有をしていく。そして、市民に知らせていく、このことが大事だと思うわけですが、その辺についてはどうなんでしょうか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

まず、事業の内容についてでございますけれども、事業所からは各種の薬剤をいろいろと入れて試行錯誤しているというような話は報告を受けて聞いております。また、どんな設備を変えたかというような形、また、臭気測定のためにどのように今やってるかというような現状も聞いています。ある程度、企業秘密ということにもなりかねませんので、詳細については差し控えさせていただきたいと思えます。

また、連絡会議において、県ですとかあま市、そして私ども、それぞれがどれだけの苦情があったか、その苦情はどんな内容だったのか、それと件数、内容、そういったものについてはそれぞれ報告し合って、情報は共有しているというような状況でございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今どういうことが問題で、どういう努力をしておって、しかし、こういう課題があってもなかなか悪臭が完全にならんのかというようなことを市民の側に知らせていかないと、市役所も頑張っておっても市民のほうには見えないんですね。私、市民との情報共有というのが非常に大事だと思いますので、先ほど連絡調整会議のことも言われましたけれども、企業秘密ということも言われました。いろいろな課題があるわけですが、こういう問題があるということに対して、市としても市民のほうに情報をきちっと出していくということが私は大事だと思

ますので、その辺のことをしっかりそういう会議の中でも発言していただいて、清須市は清須市としてどういったことなら市民のほうにこういった取り組み内容等、お知らせできるかということとを一度検討いただきたいと思います。

4番目に行ってください。

議長（久野 茂君）

次に、④の質問に対し、島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

連絡会議に出席するメンバーには、公害防止に取り組んできた方もおられますが、必要に応じ、専門家等の相談について連絡会議で協議してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

全て連絡会議になっておるわけですがけれども、市として市民の願いを解決していくために独自で助言を受けていくような、そういう学者の方とか何かに力をかりることが私、大事だと思うんです。その上で連絡会議に臨んでいって、一日も早くこういった公害問題が解決していくような取り組みをしていただきたいと思います。

さらに、環境省なんか人材登録の制度を設けて環境カウンセラーなんかも地域におみえになるようですので、そういった方々の意見を聞くとか、いろんな形で市民の願いを解決していくという立場に立った取り組みを行っていただきたいと思います。そうでないと、せっかく長年におたって蓄積されたデータとかいろんなことが生かされないし、解決の方向がわからないわけでありまして。こういった状況をいつまでも続けてはいけないわけでありまして。

県の出している悪臭規制のあらまし、これを見ても、悪臭対策のあらましでは改善対策の内容がきちんと書かれているわけでありまして。書かれているのにどうして解決ができないかでありまして。悪臭公害をなくしていくために自治体として市民の願い・要求と向き合って、清須市として何ができるのかしっかり研究していただいて、去年よりも今年、今年よりも来年と、こういった問題の解決の改善が進むようお願いしておきます。

以上です。

2つ目の答弁、お願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、2の①の質問に対し、飯田土木課長、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田です。よろしくお願いします。

①についてお答えいたします。

五条川の改修は、愛知県にて巡礼橋の上流約100mまで河川改修が完了しております。上流域に降った雷雨により、名鉄本線橋梁の上流右岸の矢板護岸が傾斜したため、その原因と対策工事について議会全員協議会にて説明をさせていただきました。

現在、愛知県にて、傾斜した矢板の背面に改めて矢板を打設するとともに、河床の深掘対策を行う工事を8月7日に契約し、8月23日より着手しております。市といたしましても、今回の施工箇所は有堤部であり危険性を感じておりますので、今後も同じことが発生しないよう愛知県へ要請してまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

近年は線状降水帯など豪雨が頻発して、災害対策の必要性・緊急性、これが増しているわけがあります。本市は東海豪雨を経験したわけですが、都市型水害として一般資産等の被害が甚大になるという経験をしているわけでありまして、2000年の集中豪雨では一般資産等への被害が6千314億円に達して、公共土木施設の被害が約209億円、こういうデータがあるわけでありまして、そして、水害になる社会経済への対応もクローズアップされたわけでありまして、2000年後も想定外のことが次から次へと起きているわけでありまして、昨日の雨も本当に心配されたわけでありまして、今回の被災のことを振り返ると、河川管理者は河川と堤防とこの氾濫源を管理している者として、もう少し今回の被災のことをしっかり情報提供する必要があるのではないかというように思うわけですが、市としてはどういうふうにとらえられているのでしょうか。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田です。

今回の5月、6月に降った雨により堤防の一部が欠落し、矢板が傾斜したということに対して、愛知県のほうから即時うちのほうに連絡が入り、市の職員も現場に駆けつけ、愛知県とともに現場確認後、緊急対策を行っていただくよう協議をしておりました。また、一日も早い処置等を行っていただくよう要請したとともに、愛知県のほうにもスピード感を持って対応していただいたと思っております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

重要水防箇所は管理区間の基準があるわけですが、水防上最も重要な区間として堤防高や堤防断面、堤体の強度漏水、水衝、洗掘、工事施工の種別が示されているわけでありまして。それなのになぜこんなことになるのかと思うわけでありまして。

今回の被災では、10メートルの矢板が洗掘によって傾いたわけでありまして。地質的には11メートルぐらいまでこの場所は砂であります。今回の洗掘は9メートルぐらいまで洗掘されて、10メートルの矢板が傾いてしまった、こういうことが聞こえてくるわけですが、こうしたことは想像できなかったものか、これは重要水防箇所であるということでありまして。こうしたことについてはどういうふう認識されて、市としては県の説明等を受けとめられたのかお聞きします。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

先日の雨につきましては、清須市における雷雨というよりも、五条川上流部でかなり激しい降雨が降ったことによるかなり急激な流速に伴う結果と認識しており、今後とも愛知県とともに、こういったことがないように協力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

2つ目の回答をお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、②の質問に対し、飯田土木課長、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

2つ目についてお答えいたします。

「新清洲駅付近鉄道高架事業」に係る鉄道設計は、名古屋鉄道により平成29年3月から着手し、平成30年春までの作業により、本事業において必要となる用地幅を確定することができたため、平成30年秋に「用地説明会」を開催し、用地取得に向けた用地測量などに着手しております。

河川部の橋梁を含めた詳細設計につきましては、令和3年度に完了するとお聞きしており、現時点では、具体化されておられません。市といたしましても、本事業に関する事項は引き続き、名古屋鉄道、愛知県と協力して進めてまいります。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、船舳橋の工事で狭窄部の改修によって川の断面が約1.5倍に拡大される、こういう工事です。しかし、鉄道の鉄橋や橋脚が狭窄部には残るわけであり、川幅が変化するこの区間では、河道狭窄部から出た土砂が低水路の中央部に体積して砂洲がつくられることから、その右と左の堤防には水衝部がさらに発生するわけであり、この鉄道の upstream 部では依然と右岸堤防に川の流がぶつかり、洗掘が起きる。鉄道の downstream 部では砂洲が中央部にできて、右と左の堤防に水衝部ができる。そして、右岸堤防は、ご存じのように、かみそり堤と言われるほど細く、さらに改修工事がまだ道半ばであります。この堤防の中を洪水が安全に流れるように設計するのが河川堤防の設計ですけれども、まず、この鉄道事業者はこうした現状が、今、令和3年まで設計が行われるということであったわけですが、まず、この鉄道事業者はこうした現状が、今、令和3年まで設計が行われるということであったわけですが、鉄道事業者に伝わっているかということが大事だと思うわけであり、

冒頭申し上げましたけれども、国も危険箇所の緊急点検を行って、流下阻害や局所洗掘等によって洪水氾濫による著しい被害が発生する等の危険性を有する河川について、掘削や鉄橋の架け替え、さらには緊急対策を実施して、氾濫の危険性を20年度までに概ね解消する、こういうこ

とを急いで今、国もやっているわけであります。この場所も一刻も早くやらなければいけないわけですが、待たなしの課題でありますけれども、15年も20年も先に延ばす問題になっているとしか思えないわけであります。

五条川の拡幅という課題だけでも先行して取り組んでいただきたい。そのためにも設計が完成するということではありますが、それに対しても市のほうから積極的にこういった課題についても提起して、この設計のあり方についても意見を上げていく、こういうことができないのか、今の状況等をご説明いただきたいと思えます。

議長（久野 茂君）

飯田課長。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。

今現在、詳細設計を行っているということで、愛知県を通してそういったスピード感を持ってやってほしいというような要望のほうはかけておりますが、何分、委託業者である名鉄側のほうのご事情等もございまして、今現在、進行形という状況であります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

進行形でありますので、声を上げれると思うわけですので、清須市からの意見等も上げていただきたいと思えます。

3番目の回答をお願いします。

議長（久野 茂君）

最後に、③の質問に対し、飯田土木課長、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田でございます。よろしく申し上げます。

③についてお答えいたします。

狭窄部については、その上流で水位が上昇することが考えられます。このため、愛知県は下流部より河川改修を進めており、現在は、支障となっている船舩橋や清洲橋、名鉄本線橋梁などの狭窄部の解消に向け、改築等に取り組んでいただいているところであります。市といたしまして

も、県と協力しながら早期完了を目指してまいります。

護岸を含む堤防本体については、河川施設の基準に合わせ築造されており、一定の安全度があると考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

一定のという言葉がついたわけでありまして。1992年の河川法の改正を経て、構造令が出されて、高規格堤防に関する設計基準が加えられて、これに基づき、越流水によるせん断力に対して堤防表面侵食、洗掘されないような堤防の設計整備、こういうことが言われておりますし、また1997年にも河川堤防技術の基準が示され、さらには2002年には堤防設計指針、こういうものが示されているわけでありまして。本当に次から次へといろいろな基準も出されてきておるわけですが、それに追いつかないほど想定外のことが起きてるわけでありまして。こういった問題をきちっととらえていかないといけないわけです。

今の被災部11メートルの矢板を打ち込んでます。昨日も水が増水して、打ち込んでいるところも水につかっているわけです。本当に危険な状況が続いているわけです。こういった現状をきちっと認識して、こういった工事を一刻も早くとり行うと同時に、安心安全な護岸にさせていただかないかんわけですけれども、その辺について、先ほど一定のという答弁だったわけですけれども、最後に市長のほうに、今回の被災を踏まえてどうとらえ、清須市は本当に川が多くて心配が多いわけですけれども、どう取り組んでいかれる考えなのかということを質問して、私の質問を終わります。

議長（久野 茂君）

永田市長、答弁。

市長（永田 純夫君）

今回の五条川は右岸の洗掘の件につきましては、もちろん議員と同じ気持ちで、本当に遺憾であるというふうに思っております。

私もすぐ第1回目のときに、尾張建設事務所長に直接お会いをして、早急な復旧要請をいたしたところでございます。

ご案内のように県管理の河川でございますので、愛知県としても安全対策をしっかりと考えた

上で、今回の復旧工事に入るとるというふうに信じておりますので、問題はないというふうに思っております。

全体の五条川の改修につきましては、毎年、愛知県にも、それから国土交通省の本省にも出向いて要望活動を続けておりますので、全く進んでないということではなくて、五条川の改修につきましては、市民の皆様から見ると遅いんじゃないかということもあるかもしれませんが、動いておりますので、これからはしっかりと国交省のほうにも要望活動を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

終わります。

議長（久野 茂君）

以上で、加藤議員の質問を終わります。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

（ 時に午前10時50分 休憩 ）

（ 時に午前11時05分 再開 ）

議長（久野 茂君）

休憩前に続き、会議を始めます。

次に、浅井議員の質問を受けます。

浅井議員。

< 20番議員（浅井 泰三君）登壇 >

20番議員（浅井 泰三君）

ご無礼します。浅井です。よろしくお願いします。

議長のお許しを受け、私のほうからは、市民満足度向上のための身近な対策ということで、2点ほどお願いします。

先に本市の市民満足度調査の報告がなされました。これは、各施策について現在どの程度に行政を感じているのか統計的に整理をすることにより、今後のまちづくりに生かしていくことを目的とするものであることは申すまでもなく、まとめの中で説明のあったとおりでございます。

また、清須市第2次総合計画の後期基本計画（素案）の中でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略の37の施策を進めていくことが、強いては満足度の数値を押し上げていくことにつながるようになってまいります。

それぞれの施策についてはどれもここで1つずつ取り上げたいところではありますが、身近な対策を実施してこそ数値を上げる要因ではないかと、私どもに市民から寄せられた、小さな見える範囲での疑問や課題を質し、課題解決に一步でも近づくことで満足度の向上につながるのではということで、以下質問をしております。

まず、1番目は、桃栄跨線橋についてでございます。

①工事の遅れる中、歩道橋は本体完成同時使用になってしまうかどうかということでございます。さきに歩道橋だけでも通したらいかがかということでございます。

②いよいよ完成間近となりましたけども、車の住宅区への進入など交通安全を含む事前の対策が必要と考えます。このことについてもどのようにお考えかをお伺いしております。

③新川堤防道路へのアクセス、つまり跨線橋からおりて桃栄三丁目を過ぎ、新川五条川の堤防へ上がって、それから新川堤防道路へのアクセス、これの具体案を示される必要があると思うんですが、このことについてもお伺いをしております。

④外町方面から桃栄一丁目を経て五条川堤防道路へのアクセス道路、現在、そのショートカットといいますか、五条川堤防道路へ出る住宅街を通っての道路、これも跨線橋ができたときにはどのように考えてみえるかということでございます。

⑤その際の堤防道路の繁茂対策、五条川の散策路、散歩道、これも含めて安全上、必要と考えますが、このことの対策についてもお伺いをしていきます。

⑥五条川堤防道路から法海門橋交差点、三差路のところでございます。この繁茂対策を従前の御鷹野橋、これは御鷹野橋と歩道橋の間の部分ですね、これもコンクリートで固めました。バイパスのインターチェンジのところもコンクリートで固めました。このように舗装を要望するんですけども、五条川堤防道路のT字路においても、市としての考え方をお尋ねしておきます。

大きな2番目としましては、庄内川右岸堤防道路の安全対策でございます。

①枇杷島橋からみずとぴあを過ぎ、大きく左へカーブをしたところからゴルフ練習場の夜間照明が目飛び込んできます。ドライバーからは対策が必要と何度も迫られております。対策についてお考えをお聞きしておきます。

②これも下のほうのゴルフ場でございますけども、ここを過ぎてもお風呂屋の手前から下流側

の練習場の照明も目に入るといふこととございます。

この2点についてよろしくお願ひします。

議 長（久野 茂君）

最初に、1の①の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕とございます。よろしくお願ひいたします。

①についてお答をいたします。

歩道橋につきましては、工事は概ね完了してあるものの、取りつく側道の整備が車道工事完了後に実施されるため、安全等を考慮いたしまして、本体完成と同時に使用開始といふことと県よりお伺ひしてあります。

以上とございます。

議 長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

さきに歩道橋だけでも完成してくれといふ。そして、いろいろ地元の声も聞きながら、現在は歩道橋は完成しとると思ふんですよね。それでも本体工事が終わってからでしか使用できないといふのは、そういった声を反映しとるかどうかといふこととすけれども、学校何かはどうなんですか。

議 長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

小学校のほうとも協議等をさせていただいてありまして、安全上の観点からも、車等が通るよふな、人が通るよふな状況になってから歩行者の通学路として使いたいと、そういう学校からのお話もございまして、同時完成といふこととさせていただきたいといふふうと聞いてあります。

議 長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

それはPTAや見守り隊とか、そういった方々も十分承知の上なんですかね。

議 長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

申しわけありません。PTAから見守り隊について、その方々との協議というのはしておりません。学校との協議だというふうにお聞きしております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

わかりました。

もう1つ、歩道橋って自転車の通行帯も当然設置していただいておりますよね。それを確認しておきます。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

歩道橋につきましても、自転車の通行できる車路ですね、それと階段と分けて施工して通れるように設置しておるといふふう聞いております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

2番。

議長（久野 茂君）

次に、②の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

②についてお答えをいたします。

跨線橋南側の交差点、桃栄小学校南交差点の北側1つ目の十字路でございますが、こちらにつきましては、警察との協議を踏まえまして、ポストコーンによる東西方向の横断制限と南北線の右折制限を行う計画でございます。生活道路への流入は現在より少なくなると考えておりますが、開通後の通行状況等を注視しまして、必要であればその他の対策も検討してまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

南へ向かっておりたところの交差点に、現在は小学校の子どもが横断している道なんですけども、そこのおり際のところに信号の設置を要望したことがあるんですよ。これは今ポストコーンで横断制限するということなんですけども、信号機の設置というのはどうしてもだめなんですかね。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

警察との協議もした中で、坂を下ってすぐの交差点だというようなこともございまして、信号機の設置というのは逆に危険ではないかと。ポストコーン等で規制をして、右折等とか横断をできないようにするというふうな措置をしたほうがよいという協議だというふうにお聞きしております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

もう1つは、今度は信号のあるなしにかかわらず、ポストコーンがあるなしにかかわらず、ショートカットとか向こうの県道へ出るところの信号を見ながらショートカットをしたり、また手前から住宅街へ入ってくるとか、生活道路の進入が考えられるわけなんですけども、これも朝夕になると子どもたちの通学路でもあるわけなんですよね。こうした生活道路への進入に対しては対策が必要だと思いますけども、どのようにお考えですか。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

この跨線橋の完成後は、今、議員が心配されるような通り抜けの車ということが心配をされるところということですが、交通量的には真っすぐな道を通り抜けていくという方がほとんどで、入ってくるというのは少ないというふうには考えております。しかしながら、開通後、現状も確認した中で、必要であれば、また学校等とも協議をした中で、規制等についてまた検討したり、協議したりしたいというふうには考えております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ぜひ、それをお願いしたい。

3つ目をお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、③の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

③についてお答えをいたします。

桃栄跨線橋の整備に合わせまして、道路を五条川堤防道路へ接続させる工事を来年度実施する予定としており、地元役員と調整し、できるだけ速やかに地元の方々への周知を図ってまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

とりあえず五条川堤防にアクセス、新川堤防道路まで何とか接続したいと、こういうことで、五条川堤防道路へ直進をして何とか乗せたいと、そのようにしていくということで、今、測量が始まったりしていると思うんですけども、そうすると、とりあえず乗せる。五条川の堤防道路へ接続して、そうすると、新川堤防道路のT字路、アイカの横を通って、そのT字路までの道路幅の拡張とか交差点の拡張といいますか整備といいますか、そこまではまだ考えていらっしゃるということなんですか。とりあえず五条川堤防へアクセスすると。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

まずは五条川までのアクセス道路の整備を行っていききたいと。

議員がおっしゃられますアイカ工業のところの用地については、今おっしゃられたように用地等の整備が必要でございます。そういったこともございまして、まずは五条川のほうに乗せるということで今、考えております。

以上でございます。

議 長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

そうするとね、五条川だけだと、今の状況だと、もちろんT字路も含めて、今でも普通車でも回りにくい。それと、すれかえに難義。そうすると、大型車種や何かで、今度は跨線橋を越えてどんどんどんどん来ると言うんですよね。そうすると、五条川堤防をのぼって新川堤防道路まで直進しようとしたら、当然、大きい車も入ってくると思うんですよね。そうすると、すれかえや何かは大変厳しいと思うんだけど、そういう車の大型規制とか何かは考えてみえるんですか。いかがですか。

議 長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

現在、新川の堤防の道路につきましては、先ほどもご説明させていただきましたように、既存の幅員のままだということでございますので、現在は規制の予定というのとはしてありませんが、ただ、こちらも開通後ですけれども、状況を見た中で、そういった状況が多いだとか、そういったことがあれば警察に相談するだとか、看板等で周知をするというようなこともやっていきたいというふうに思っております。

議 長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

アクセスのほうをよろしくお願いします。

④に。

議 長（久野 茂君）

次に、④の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

④についてお答えをいたします。

先ほども少し触れさせていただきましたが、跨線橋完成後は生活道路への流入は減少し、地元の方々への影響は少なくなるものと考えておりますが、開通後の通行状況等を注視しまして、必要であれば対策を検討してまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

確認ですけど、側道というのは一方通行になるわけですか。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

側道は一方通行になります。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

そうしますと、現在、外町の側道から桃栄一丁目を経て五条川の堤防道路へのぼっていくわけなんですけども、それで法界門橋のT字路から甚目寺方面へ車が流れていきますよね。そうしますと、一通になったら大回りをしながらショートカットしている車も、また甚目寺方面から反対に今度は跨線橋へ向けて流れていく車が、跨線橋は完成してもある程度流れてくるかと思うんですけども、そうしたものに対する規制といいますか、今、頭の中で申し上げて、ご理解いただけるかどうか、要は今、外町のほうから桃栄一丁目にかけて進入路が3つほどあるんですよね、大きくいうと3本から4本。甚目寺方面から流れてくる車、また、外町方面から桃栄一丁目を経て五条川へ上がってくる車をごちゃごちゃになってくると、もちろん跨線橋ができたということ踏まえたなら少なくなるかと思うんですけども、その辺の対策というのは何か考えてみえますかね。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

先ほども述べさせていただいたんですが、跨線橋ができれば、そちらのほうへ車は大体部分がそちらを通るといふふうに考えておりまして、中にはそういった道路で使うという車もあるかもしれないので、完成後にまたその辺はよく現場を見た中で対応していきたいというふうに考えております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

頭の中で考えとつてもいかなですけども、ぜひ流動的にその都度また対策をお考えいただきたいと思います。

⑤へお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、⑤の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

⑤についてお答えをいたします。

堤防道路及び散策路の除草につきましては、県の除草にあわせまして、年1回実施しております。交差点付近や見通しの悪い箇所につきましては随時実施しております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

堤防道路は年に1回は僕は少ないと思うんですよね。非常に車のすれかえも五条川の堤防道路は大変なんですけども、今回そのことではなくて、桃栄一丁目からこの堤防へ上がるところののぼり口の右側、要は、上流部から流れてくる車、これはきわの草が生えてくると非常に見通しが悪い。また、のぼる左側の天端部、これも結構、草が生えると、向こうから車が非常に見通しが悪いわけなんですよね。したがって、今、右側の部分は法面がコンクリートで固めてあるものだから、非常に草が生えにくいと思うんですよね。だけど、左側部分は天端部を含めて地面が残っておるものだから、非常に草が生えやすいと思うんですよね。

先ほど申しあげましたように、この部分についてもコンクリートで固めるか何かできませんか。そのことをお尋ねしておきます。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

今、ご回答の中でも、年に1回草刈りをさせていただいております。それは少ないんじゃない

かというようなお話もございましたけれども、一部そういったことでの見にくいということであれば、できるところについては随時やっていくということと、それから、一部コンクリートで舗装ができないかというような話でございますので、1メートル部分の管理については市が行ってまいりますけれども、それ以外の路帯のところにつきましては県管理ということになってまいりますので、そういった構造の変更をするだとかいうことになりまして県の了解をとらなければならぬということもございますので、また要望等をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

もう1つ、五条川の堤防下の散策路ね、あれも背丈ほど伸びて、一人で散歩すると何かおそがするような感じがするんですよ。伸び盛りのところに散歩路の広いところと狭いところ、見通しのいいところ、さまざまあって、あれも大変でしょうけども、何かぜひ対策を考えていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

あそこも散策路になってございますので、1メートル部分については市のほうが管理をしておりますということで対応はしていきたいというふうに思っておりますし、それ以外のところでも、ここは見通しが悪くて防犯上よくないだとかいうことがありましたら、また県のほうと相談して対処したいというふうに考えております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ぜひ、お願いいたします。

6番目、お願いします。

議長（久野 茂君）

次に、⑥の質問に対し、永渕建設部長、答弁。

建設部長（永渕 貴徳君）

⑥についてお答えをいたします。

ご指摘の箇所につきましては県管理の土地でございますので、県のほうに要望をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

確認だけども、法海門橋とその隣に歩道橋がありますよね。あれの間というのは、上流部にかけては、多分、県だと思うんですけども、法海門橋と歩道橋の間の空地というのは、今、草が繁ってるで何とか対策をとということなんですけど、さっきも最初に質問しましたように、コンクリートで固めれんかというのは、どこの所有なんですかね。市なんですか、県なんですかね。

議長（久野 茂君）

永渕部長。

建設部長（永渕 貴徳君）

基本的には、堤防の土地でございますので、県というふうに考えてございますけれども、市道の1メートル部分については市が管理ということになってございますので、その部分については市が管理するということでございますけれども、それ以外については県のほうの用地でございますので、要望を県のほうにさせていただくというふうに思っております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ぜひ、そこら辺、緑が少なくなっていて、怒る人はおらんと思うもんで、草が生えんようにコンクリートで固めて見通しをよくして、交差点に右折しようが左折しようが、見通しいようにぜひよろしく願いしまして、次に大きな2番にお願いします。

議長（久野 茂君）

最後に、2の①、②の質問に対し、一括して島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

生活環境課長の島津でございます。

ゴルフ場に設置してある照明は、夜間、堤防道路を通るとまぶしいとの苦情が今年に入り3件

ほど届いております。その都度ゴルフ場を訪問し、責任者と面談、改善の方法について協議しております。

ゴルフ場は3月に苦情を届けてから今日まで2回ほど照明の角度を変えております。しかし、まぶしいエリアの苦情が改善されると別のエリアがまぶしくなり苦情が来るとのことで、ベストポジションを決めかねているというような状況でございます。こうした光害については規制する方法はありませんが、清須市は環境省による光害対策ガイドラインに基づき指導を行っております。

一方、全国的には光害防止条例を制定している市町村があります。これは美しい星空が見える観測環境を生かしたまちづくりを目指すためのものです。ゴルフ場の責任者と面談する中で、協力的で光害を改善したいという心証を得ております。協議していく中で改善の道を探っていきたいというように考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

まず、1つ目は、ゴルフ場の土地というのはどこの土地なんですか。所有者というのはみえるんですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

ゴルフ場の土地の所有者でございますが、土地の登記簿上は、民間の個人ということになっております。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

土地の所有者は個人ということで、堤防敷ですから河川敷、当然、国の管理になると思うんですよね。国はこういった問題があることを理解しとるんですかね。道路そのものを我々が利用してるわけでしょう。それがまぶしいということで非常に苦情がある。そうすると目隠しの構造物

をつくるか何らか国からは指導とか何かあるんですか。どうなんですかね。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

ゴルフ場も国交省に相談しているということで聞いております。しかし、現時点では明確なアドバイスはないということでございます。

また、堤防道路部分は国の所有でございますが、市が借りて市道ということになっております。

堤防部分に目隠しの構築物をつくるとかというような形は、河川占用上、また防災上も難しい部分もあるのではないかと考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

お話を聞いとると、国交省は野放しだということですよ。先ほどの答えでは、2回ほど照明の角度を変えたと答弁がありましたけども、この問題は直近の問題でなくて、過去からあるということはお存じですよ。いかがですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

過去からまぶしいという声は聞いております。どちらのゴルフ場も昨年から今年にかけてLEDの照明にかえたということで光が通りやすくなって、苦情の声がより多く届くようになったというように認識しております。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

向こうの節電のために我々が被害を被るといふか、まぶしくて、堤防道路を走るのに非常に気をつけて運転しなきゃいけない。長期にわたり、そのLEDにかえる前からまぶしかったんだけど、LEDにかえてから余計まぶしいというふう聞こえてくるんですけども、長期にわたりこ

の問題が解決されていないということは事実ですよ。この問題を今後どのように島津課長のほう
は対処していくつもりなんですか。

議 長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

現在、光害を取り締まるという法律はできておりませんが、不適切な照明により天体観測や動
植物の生育などの悪影響を防止し、良好な光の環境の実現を図るという目的のため、光害対策ガ
イドラインを平成18年に環境省が作成しております。チェックリストの中では、人間諸活動の
影響に関する提言対策を講じているかという項目があり、これにひっかかるということでござい
ます。これを根拠に、現在、事業者と協議をしておりますが、なお、先日でございます。一方の
ゴルフ場のオーナーから警察に連絡があり、メンテナンス業者も変えた。そして、9月中に一
旦、光の調整を行う予定だということに聞いております。その結果もあわせて周知していきたい
というふうに考えております。

以上です。

議 長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

それは9月中に角度を変えるということで、どうなるかということを見るということですか。

議 長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

議員おっしゃるとおりでございます。

議 長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

そうすると、今の光害対策というのは、光害というのか公害というのか紛らわしい。公の害と
紛らわしいから光害というのかね、その辺、私も定かではないんですが、その光害対策というも
のがいろんなところで発生しておりますよね。多分、今おっしゃられた話からすると、野球場やら、
例えば身近でいえば中学校の夜間照明で近所の人がまぶしいとかね、そういうのはいろんなとこ

ろでスポーツ施設を含めて光害防止条例、全国的にはそうした光害防止条例を制定しているところがあるということですよね。全国の市町村の話というのは、判例としてどういったものがあるんですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

光害防止条例を制定しているのは、岡山県の井原市があります。市内の美星地区というところに国立の天文台があり、星空の天体観測に適した美しい星空が見える環境を守るため条例を制定されています。

ほかに群馬県高山村には、村内に県立の群馬天文台があり、高山の夜空の暗さを確保し、観測環境づくりをするため制定されております。

いずれも屋外照明は水平以下にすること、また夜10時から翌朝日の出までの間は極力消灯すると改善命令がありまして、従わない者に対し、氏名と実情を公表するというようなものが定められております。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

だけど、これはロマンチックな話で、星空が見えんとかどうのこうのいうことに対する条例だもんでね、だけど、全国は広いもんで、絶対に我々みたいな運転に差しさわりがある、目に飛び込んできて対向車とヒヤッとするような、こんなことも光害防止条例として策定している市町村があるかと思うんですけども、今、島津課長のほうでは、星空のそういったことで条例を設けるところがあるということだもんですから、これも広く規制するために清須市が条例を定めてね、僕はゴルフ場に恨みつらみはないけども、事故が起きてからでは遅いですから、規制をする条例を策定することはできるということなんですね。いかがですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

条例を制定するにあたっての対象外ではないということは言えると思います。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

できるということで解釈させていただいてね、今後の向こうの出方によってはということで考えておきたいと思います。

もう1つは、僕はこうした問題ね、今、申し上げましたように、全国でいろんなところがあると思うんだわね。それで、下のほうへ行くと大治のゴルフ練習場でも、あれはまぶしいで、多分あれは苦情が来とるんじゃないかなと思うんですけども、こういったことを抱えとるところはどこかあると思うんですね、島津課長。先ほど業者を変えるとかいうことでゴルフ場は対処しようとしていますけども、こういったことを専門的に研究しているところはないんでしょうかね。どうなんですか。そういうことも含めて専門家の意見を聞くというかね、そうしたことはいかがでしょうか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

光害を専門に研究しているという学者は全国的にも聞いたことはありません。しかし、全国に同じような問題を抱えている市町村は幾つか耳にしております。ゴルフ場ですとか、グラウンドの照明、パチンコ屋の照明、こういったところの対応についても、今後、調査研究を進めてまいります。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

今のそういうことを研究してないと聞こえたわけなんですけども、ただ、光をつくるところね、そういうところともう1つは、それを利用したいけども、今の我々みたいにまぶしいからどうかならんかという人と、両方お互い共存共栄でいければいいんですけども、自分がゴルフ場へ行くときは、玉が見づらいで、もっと光を明るくしろとか言われても、不特定多数の人が利用する堤防上の非常に厳しい環境下にあるところは、日本全国に星空以外にあると思うんです。どうです

か、島津課長、一度そういうものを調べていただくということはどうですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

全国的にいろんな問題はあるかと思います。しかし、安全というのが一番重要なポイントになると思います。安全を阻害してまで光を明るくすればいいというものではございませんし、また、ゴルフ場のオーナー等も、そういった点については十分理解しているところでございます。そういったことから、ゴルフ場ともいろいろ協議をしていきたいというように思っております。

ただ、確かに、改善にはいろんな費用がかかってくる。また、時間もかかってくるということでございます。

先ほど9月中に工事ということがありましたので、その辺もどのように変えられるのか注視していきたいというように考えております。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

僕が調べたところ、2か所あるうちの下の方、要はお風呂場の前ですけども、あそこでも上流部のネットに隠れて比較的まぶしくないんだけど、ところが、上流部の練習場を過ぎたら、すぐ今度また下のゴルフ場の分が目飛び込んでくるし、それに新川堤防道路から要は三差路の部分が混んでおるもので、ショートカットしてお風呂場の横を通って右折しようとする、車のライトなのか、下のゴルフ場の練習場のライトなのか、非常に見づらい。最近、運転が下手になったもので、出ようか出まいか、そのうち後ろの車にあおられるようなことがあってもいかんもんですから、ぜひ、下の方のいろいろネットを二重にしたとか何とか言っとるんですけども、それでもまだ1器か2器、漏れ灯が結構あるもんですから、その辺、ぜひ強くおっしゃっていただきたいんですけども、いかがですか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

今のご指摘のあった下流の方の下の方のゴルフ場ではございますが、そちらの方の社長とも会って話はしております。確かに、遮光ネットといいまして、光の照明と道路を結ぶ部分には遮光

ネットでネットを二重にしてあるというようなことも聞いております。そして、そのほかにも角度を変えたとか、上向きをやや下向けにしたとかいうようないろんな話も聞いております。こういったものについては、地元の声、こういった苦情があるというのをどんどん届ける中で、これだけ苦情があるということで相手方に伝える、それが私どもの責務だと思っております。これに対して、今後どのように変えていくのかということは、お互いのゴルフ場、それぞれのゴルフ場、協力的ではございますので、そちらのほうと対応していきたいというように考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ぜひ、この光害の苦情というのは本当にたくさん聞いとるわけです。この苦情を、今お聞きしとると、島津課長のほうもいろいろ努力されてるし、私の一般質問以外のその前から、私は担当部署が島津課長の前の方にもそういうことを申し上げてきとった。ぜひ、このことを費用がかかろうが、うちから出してあげるわけにはいかんしね、それで、副市長ね、東海豪雨以来、ここはいろいろ問題があるわね。次ね、島津課長だけに任さず、最後に、副市長も決意のほどをお聞かせください。

議長（久野 茂君）

副市長、答弁。

副市長（葛谷 賢二君）

いろいろご意見ありがとうございます。

実際には本当に交通安全の問題に近いというふうに認識をしておるんですけども、これまで長い間いろいろ警察のほうにも苦情が入っているそうですね。それで、その手だてがなくて、今、現状に及んでおるといふところも含めまして、警察と協議しながら、さらに進めていきたいなというふうに思います。

議長（久野 茂君）

浅井議員。

20番議員（浅井 泰三君）

ぜひ、お願いします。

議長（久野 茂君）

以上で、浅井議員の質問を終わります。

ここで、1時15分までお昼の休憩といたします。

（ 時に午前 1 1 時 4 6 分 休憩 ）

（ 時に午後 1 時 1 5 分 再開 ）

議長（久野 茂君）

休憩前に続き、会議を始めます。

次に、山内議員の質問を受けます。

山内議員。

< 2番議員（山内 徳彦君）登壇 >

2番議員（山内 徳彦君）

議席番号2番、新世代の山内徳彦です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は2点です。よろしくご答弁お願いいたします。

1 サポカーSやワンペダル購入に対する補助金導入について

現在もなお、高齢ドライバーによる事故が後を絶たず、風当たりは強くなる一方です。さらに、「高齢ドライバーが起こした交通事故」のニュースはセンセーショナルに扱われがちです。高齢化が進む現代社会において「高齢ドライバーの事故」について考えるのはもちろん大切なことですが、大々的なニュースや、それに基づいて形成されたイメージにばかりとらわれ、声高々に高齢者への免許返納を叫ぶ前に、イメージだけではなく、データをもとに冷静な議論を進めていくことが必要だと考えます。

そこでまず、実際にどんな世代の事故が多いのか、統計を見てみます。

資料①をごらんください。

この順位のポイントは、年代別の全件数ではなく、その年代の免許者10万人あたりが、どのくらい事故を起こしているのかを調べているところです。こうすることで、より正確にその年代の人が、どのくらい事故を起こしやすいのかを知ることができるようになっています。

平成27年の「年齢層別免許保有者の10万人当たり事故件数」の資料です。この順位に16歳から含まれているのは、原動機付自転車が含まれているからです。

1位と2位は「免許を取ったばかりの若い層」が一番事故を起こしやすいということです。

3位となりました80歳以上に関しては、個人差があるとはいえ、大抵の人は身体に何らかの不調が出てくる時期でもあり、その年齢層も事故を起こしやすいというデータになっています。

一方で、65歳から69歳や70歳から74歳の事故件数は、30代から50代とさほど変わらないという数字も出ており、75歳から79歳になると数字はやや増えているとはいえ、高齢者になるとペーパードライバーの割合が多いとも考えられます。

次に、資料②をごらんください。「年齢層別交通事故件数」のデータです。

これを見ますと、意外なことに、20代・40代・30代が多く、80歳以上による交通事故が最も少ないことがわかりました。このように20代から40代の事故件数がトップ3になっており、80歳以上による交通事故は、全年代を通して一番少なくなっています。

それでは、資料③をごらんください。

「年齢層別免許保有者10万人あたりの死亡事故件数」に限って調べた資料を見ると、死亡事故の場合、確かに80歳以上の危険性が高いことがわかります。ただし「16から19歳」も高く、去年のデータでいえばわずかに80歳以上を上回っています。その次は、20代と70代が同じくらいとはいえ、その他の年代と比べて、それほど多いとは言えないようです。上記のデータからは、「16から19歳と80歳以上の運転者は、死亡事故を起こしやすい」のではないかとということがわかります。

最後に、「年齢層別の交通死亡事故件数」をあらわした資料④をごらんください。

「死亡事故の件数」に注目してデータを見ると、死亡事故の数が一番多いのは40代、次いで50代、60代と続きます。これは免許保持者も多いためと考えられ、70歳以上になると運転者の数も減ってくるため、件数だけを見ると上位には入りません。

現在、75歳以上、80歳以上の高齢者の免許人口あたりの事故件数は減っている、もしくは横ばい状態が続いているというデータが出ています。今後も「高齢者」とされる人の数は増えていく一方ということは、このまま事故件数が横ばいの状態が続くのであれば、むしろ高齢ドライバーの事故割合は減っているといえます。

とはいえ、高齢になった自分の親や祖父母が外出先で交通事故を起こしたらと家族は心配になってしまいます。この心配を裏づけるように、75歳未満の運転者と比べ75歳以上は約2.1倍、80歳以上は2.9倍と、高齢運転者ほど死亡事故を起こしやすい傾向が続いているのもまた事実です。

ここまでさまざまなデータを見てきてわかったことが、高齢ドライバーだからといって、決して

て交通事故が多いわけではないということです。

それでは、次に、高齢ドライバーによる事故の発生原因を見ていきたいと思います。

- ・アクセルとブレーキの踏み間違い
- ・高速道路の逆走
- ・ハンドル操作やブレーキ操作の遅れ
- ・前方確認が不足していたなどの注意不足

等が挙げられます。

若者の事故の多くは「故意」での事故。スピード違反や追い越し禁止区間での無理な追い越し等が多くを占めます。

一方、高齢ドライバーの事故の特徴は、ブレーキとアクセルの踏み間違い事故に関していえば、75歳未満が全体の0.8%にすぎないのに対し、75歳以上の高齢運転者は6.2%にのびます。このことから「人為的ミス」から来る事故が多くを占めているのがわかります。それらを受け、現在、高齢ドライバーは免許返納すべきという流れとなっています。しかし一方では、「自分はまだまだ大丈夫、周りに何を言われても免許は返納したくない」という高齢ドライバーも多いのが実情です。

また、本市においては、鉄道やあしがるバス等の交通機関が発達しているとはいえ、駅や停留所が遠い等、まだまだ不便を訴える方が多いのが現状です。現実問題として、高齢者にとっても、自動車の運転が自立した生活の生命線であり、車以外の移動手段がないので免許は返納できないという人もいるのが現状です。免許証さえ返納すれば問題が解決すると短絡的に結論づけることはできません。高齢者の方にとって、どのような方法をとれば、生き生きとした毎日を送ることができるのかを慎重に考えることも大切なのではないのでしょうか。

しかし、その免許返納の流れに待ったをかける技術が進歩し、サポカー（セーフティーサポートカー）といわれる車両が出てきました。このサポカーには自動ブレーキが搭載され、ブレーキの操作ミスによる悲しくも悲惨な事故を防ぐことが大きな目的です。令和2年までに国内で生産される全メーカーの新型車には全て装備する方向で、現在は減税措置などの普及啓発活動が行われているところです。

そして、特に高齢ドライバーに推奨されるのが、さらに安全装備を備えたサポカーSです。サポカーSは、対歩行者の自動ブレーキに合わせて、ペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線逸脱警報、先進ライト等を搭載された車です。まだまだ発展途上の技術ですが、60%事故減少させ

ることに成功しています。また、今後も技術を高め、さらなる事故減少に向けて取り組まれています。今後、このサポカーSが高齢ドライバーや一般ドライバー、ひいては道路を使用する全ての人たちの安全を確保する救世主となることが期待されています。

そのような中、香川県が全国に先駆け、高齢ドライバーを対象とし、2016年度からサポカー新車購入時の補助制度を開始し、既に4年目を迎えています。同補助金は定額3万円で、対象者は65歳以上80歳未満の所有者となっています。

さらに群馬県の大泉町においては、全国で初めて初心者に対しても補助金を出しています。これにより、事故率の高いドライバーに対し安全確保が期待されます。

東京都では、都の緊急対策として、今年7月31日より「東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金」を開始し、都内在住の高齢運転者が、安全運転支援装置（ワンペダル）を1割の負担で購入・設置できるよう、都が当該費用の9割を補助しています。

また、埼玉県では、サポカーや後づけのペダル踏み間違い防止装置の普及促進として、ホームページ上に掲載しています。掲載以後、市民の皆様からの問い合わせが増えたそうです。このことから、関心の高さが伺われます。

このように各自治体、市民の皆様の安全を守るため、できる限りの努力をされています。

そこでお伺いします。

①サポカーやワンペダル購入時の補助金導入のお考えは。

2 夜間のごみ収集について

現在、本市におけるごみ出しは、指定曜日の朝8時までに出すと設けられています。しかし、ごみ出し方法のモラルの問題もあり、カラスネット等で動物に荒らされないように工夫をしていないごみ袋も多く、ごみが散乱していると苦情が寄せられています。

また、これにより、通学途中の子どもたちが、カラスに荒らされ歩道に散乱したごみをよけるため一時的に車道にでることもあり、交通事故につながるのではないかと、ご心配の声が上がっています。自治体を通して注意喚起をお願いしておりますが、ごみ出しの現状はなかなか変わることがありません。子どもたちの安全のため、また、まちの美観や衛生を保つために、必要なのがごみを荒らされないようにすることです。そこで何か手だてはないものかと考えていたときに目にとまったのが、福岡市で行われている「夜間のごみ収集」です。政令指定都市では唯一夜間収集を行っている福岡市では、1960年代から人口が増え、交通渋滞が深刻化していました。それを避け、また作業効率を上げようと、交通量の少ない夜にごみ収集を行うことを決めました。

収集日には日没から夜12時までにごみを出すというルールになっており、深夜12時からごみの収集が始まります。収集方法は、お年寄りや体が不自由な市民への配慮から、集合住宅以外は戸別収集が行われています。戸別収集とすることで、誰のごみかというのが明白となり、不分別の抑止につながっているそうです。

夜間のごみ収集には、以下のようなメリットがあります。

- (1) カラス被害減少
- (2) 通学路の安全の確保による交通事故防止
- (3) 夜間防犯
- (4) 収集作業による交通渋滞回避
- (5) 事業者の作業効率向上
- (6) ごみ出し遅れ防止

(1)、(2)について、夜間はカラスが眠っているため、ごみが荒らされることがありません。また、餌となるごみがなくなるため、長期的なカラス被害対策を講じることもできます。そして、カラス被害がなくなるとともに、通学途中の子どもたちが散乱したごみをよけて車道へ出ることがなくなり、通学路の安全確保や交通事故防止につながります。

(3) 夜間防犯については、ご存じのとおり、愛知県は住宅侵入盗被害が12年連続全国ワースト1位です。その中でも本市は、田畑も多く暗い道が多いというのはもちろん、インターチェンジがあるため泥棒が逃げやすい環境でもあるため、夜間にライトをつけた収集車が作業を行うことで犯罪の抑止力に期待ができます。

(4)、(5)については、朝の通勤ラッシュと収集時間とがかぶるのを防ぐため、一時的に発生する交通渋滞を回避することができます。また、収集作業を夜間に行うことで、一般車両の走行車や歩行者が少なく収集車の作業効率が上がります。

(6) 日中の活動時間の延長にごみ出しができること、また、日没から深夜12時までごみ出しが可能ということで時間の自由度も高く、出し遅れの防止につながります。

ただし、デメリットとして一番に挙げられるのが、夜間の収集車による騒音です。毎日ではないにしろ、体感には個人差がありますが、騒音により起きてしまう方がいるのも事実です。騒音に対する取り組みとしては、収集車後方に集音マイクをつけることにより、運転席とのやりとりができるようにする、かけ声をやめて手やライトによるやりとりを行う、後進時の警告音を切る車両の改造をするということが行われています。

また、収集作業の開始時間は各自治体により異なりますが、夜 21 時から 24 時の間に収集をスタートさせることにより、夜間作業による特殊業務のコストがかさむことが挙げられます。

このようなデメリットがありますが、2015 年に福岡市にて行われた市民アンケートで、夜間収集の満足度は 97% という高評価を得ているようです。

そこでお伺いします。

①福岡市を始め、幾つかの市ではごみ収集を夜間に行っていますが、本市で検討をしたことがありますか。

以上 2 点、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（久野 茂君）

最初に、1 の①の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

①番についてご答弁を申し上げます。

セーフティー・サポートカー、あるいは後づけ自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載することは、高齢運転者の事故要因の一つでありますブレーキとアクセルによる踏み間違いによる事故等の防止に効果があると考えます。

現在のところ、セーフティー・サポートカーの購入時における、あるいは後づけの安全運転支援装置の補助制度の導入は今のところ考えておりませんが、高齢者を始め運転者全体に向けてブレーキとアクセルを間違えるなど過失事故をなくすためにも、交通安全教室や交通安全キャンペーン時などにセーフティー・サポートカー、あるいはワンペダル等の普及促進を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、現在実施しております 65 歳以上の方で運転免許証の自主返納後 1 か月以内に申請された方を対象に、あしがらバスの 1 年間無料乗車券を発行する高齢者運転免許証自主返納推進事業を行い、高齢者の方の交通事故減少につながるよう引き続き努めてまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2 番議員（山内 徳彦君）

サポカーや後づけペダル等の効果はご理解いただいているようで、感謝申し上げます。

それに対して補助金制度なんですけれども、冒頭で申し上げましたが、自治体以外に本市が参考にできるような補助金制度というのはご存じでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

現在では、愛知県におきまして数か所の自治体で実施しております。

1つの例といたしましては、こちらは75歳以上の方を対象にしているんですけれども、自動ブレーキ、それとペダル踏み間違い時加速抑制装置、最後にドライブレコーダーの3点全て搭載した自動車を購入した場合に補助金が支給される制度があると聞いております。

ほかに、ここ最近では、三河地区で3、4の自治体がそれに合うような補助制度を導入するという話は聞いております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

豊田市も取り組まれていることを聞いております。

今後も高齢化がさらに進んでいくと思うんですけれども、増加する高齢ドライバーに対する事故防止という観点から、交通安全教室等の必要性を感じるんですけれども、本市で現在行っている安全運転とかに対する講習というのはありますでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

交通安全講習につきましては、まず、保育園・幼稚園の園児を対象に、警察官をお招きしまして交通安全教室の開催、そして小学校においては、3年生を対象といたしました交通安全自転車教室、そして高齢者の方に対しましては、それぞれの地区の寿会から要望がございましたら、そのときに警察、あるいは市の交通安全協会の方、そして職員が出向きまして交通安全講習を1時間ないし2時間ほど実施しております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

本市においてもさまざまな取り組みがなされていると思うんですけども、他市町の事故防止に対する取り組みというので参考になるようなものって何かありますでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

こちらは高齢者を対象とした事故防止の取り組みといたしまして、運転時の認知障害早期発見チェックリストというものがあるということです。

これはどういうものかといいますと、30項目の質問に対しまして自己診断することによって運転時の軽度認知障害をご自身自身で早期発見するものでございまして、これは事故を未然に防ぐ効果的な取り組みであると認識しています。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ぜひ、本市においても参考にさせていただいて、事故減少に努めていただければと思います。

それでは、本市において高齢ドライバーは何名おられて、そのうち75歳以上は何名か、そして、総免許保有者に対しての本市の高齢ドライバーの割合もわかればで結構なんですけど、教えてもらえますか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

まず、本市内の運転免許証をお持ちである市民の方は、平成30年12月末現在の数値でございますが、約4万5千800人おみえになります。その中で、65歳以上のドライバーの方は約8千670名、そのうち75歳以上の方は約2千600人、65歳以上のドライバーの割合の方は、したがいまして、約19%になります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

全国平均ですと大体65歳以上が20%、そして75歳以上になると5.5%、そして愛知県の平均として前者が19.4%、後者が5.2%ですね。本市においても、ほぼ全国や愛知県の平均に近いことがわかりましたけれども、ここ数年の高齢ドライバーの免許返納率件数というのは何件あるかおわかりでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

過去3年間の返納された65歳以上の方が対象なんですけど、平成28年度が200件、平成29年度が197件、平成30年度が180件、今年度令和元年度なんですけども、これは7月末時点でのデータなんですけども、92件ございました。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

大体200件ぐらいで推移しているという結果なんですけれども、75歳を超えると事故率が上がり、また80歳を超えると死亡事故率が上がってくるというデータが先ほどもあったんですけども、この200人ぐらいの返納者の年齢分布というのは把握されていますか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

先ほど申しあげました返納された方々の内訳なんですけれども、まず返納者が一番多い年齢層は、80歳以上の方が一番多いです。次に、75歳から79歳の方、そして70歳から74歳の方が3番目に多いです。

反対に一番少ない年齢層につきましては、やはりお若いのがわかりませんが、65歳から69歳までの方が少ないです。そんな状況でございます。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

一番少ないところで65歳から69歳ということで、これはまだまだお若いということだと思わうんですけども、2017年の全国平均ですと75歳以上の免許返納率は4.7%、そして10年で27倍に増えているそうです。本市におきましても、免許保有率と同様に全国平均に近い数字になってくると思います。そして、今後もさらに高齢化が加速していくということは間違いないと思います。しかし、世代ごとの事故率に大差がないとわかった今、高齢ドライバーに必要なのが人為的なミスを補ってくれるサポカーやサポカーSだと思います。

何度も申し上げますけれども、現在においては、サポカーを始め事故防止に大いに役立つ技術が多数開発されておりまして、その性能というのは日々向上しております。交通機関が発達した今もお車と必要としている方は非常に多いです。また、自立した生活を送る上でも欠かせないものとなっております。市民の安全を確保するため、また高齢ドライバーの選択肢を増やすためとしても、ぜひとも補助金導入と何らかの普及促進をご検討くださるようお願いいたしまして、次の質問をお願いします。

議長（久野 茂君）

最後に、2の①の質問に対し、島津生活環境課長、答弁。

生活環境課長（島津 行康君）

生活環境課長の島津でございます。

清須市は、現在、ごみの回収は、決められた日、決められた場所に当日の朝8時までに出していただいています。

夜間収集を実施している市町村には、福岡県福岡市、太宰府市等があります。また、繁華街を中心として一部の地区を夜間収集している市もございます。

夜間収集には、カラスの被害が少ない、交通渋滞が少なく効率的、夜間の防犯パトロールになるといったメリットがある反面、収集コストが1.3倍から1.5倍になるというデータもあります。夜間のごみ出しは暗くて危険、放火の可能性、野良猫の被害、収集車の騒音等のデメリットが出てまいります。

なお、清須市では、可燃ごみの処分を名古屋市に全面委託しております。五条川工場では夜間の受け入れをしておりませんので、夜間収集は考えておりません。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

福岡市におきましては、市民アンケートで、先ほど申し上げましたが、満足度が97.3%という結果が出ているんですけども、この高い満足度に対してはどのようなお考えを持たれますでしょうか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

平成27年度の福岡市市長室が行った市政アンケート調査では、「どちらかといえば満足をしている」を含めて97.3%の方が満足されているという結果でした。しかし、福岡市は明治から昭和の初期にかけて、ごみを農業者が農家の肥料や家畜の飼料とするため、農作業前の夜間のうちに収集を行っていたという歴史があります。福岡市は、夜遅くまで屋台でにぎわう、夜眠らないまちとも言われています。清須市とは背景が異なるというように考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

では、清須市で現況の収集方法について、市民満足度調査というのがあればどのようになっているかお伺いします。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

平成31年度に実施した市民満足度調査結果速報値がございますが、夜間収集方法について伺った項目ではありませんが、ごみの減量化と資源化の推進については、「やや満足」で40.8%、「どちらとも言えない」で47%の数値が出ております。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

本市においてこの項目というのは、現在の収集方法に対する満足度という感じにとらえてよろしいでしょうか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

直接収集方法について問う質問ではございませんけれども、ごみの適正な処理を含めた質問でございますので、一番近いものだと考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

先ほど、「満足」、「やや満足」と「どちらとも言えない」、そこまで入れると実に90%近い数字になっているんですけども、これはすごい結果だなと思うんですけども、市民の方から夜間収集をしてほしいなどという要望というのは出たことはありませんか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

夜間収集をしてほしいという要望は聞いておりません。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

それでは、本市としては、夜間収集のメリット・デメリットというのはどのように考えられておりますか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

一般的にメリットについては、議員がさきにおっしゃられたとおりでございます。

ただ、デメリットとして、夜間のごみ出しは、路上に置いたネットにつまづいたり、車に接触しそうになると。また、夜間防犯の意味がある反面、夜間人通りの少ない箇所に可燃物、可燃ごみを放置することになり、放火の可能性が高まる。暗い中の作業のため、収集漏れが増える可能性がある。また、その際どうするかという対応、また、万一、事故等があった場合の緊急連絡体制、そして夜間の路上駐車があった場合、日中は対応することができますが、夜間は困難、また、夜間はカラスに荒らされることは少なくなることはわかりますが、今度は野良猫に荒らされるという心配も出てまいります。こういったところが挙げられると思います。

また、さきにコストのお話がありましたが、現状の1.3倍から1.5倍になると試算しております。

参考までに、45リットルの可燃ごみ袋の大でございますが、1枚あたり清須市は10月から11.3円ですが、福岡太宰府等は45円であります。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

今、ごみ袋が45円になってしまうと、そんなご答弁でしたが、夜間の暗い中での作業となりますので、危険が増えることもあると思います。しかし、夜間収集のメリットとして、野良猫被害というのは避けられないにしても、カラスによるごみの散乱というのは防ぐことができるというのがあるんですけれども、中間収集におけるカラス被害対策として、カラスよけネットというのが挙げられると思うんですけれども、このカラスネットの普及状況というのはどのようになっていますでしょうか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

平成24年度にカラスよけネットの配布を始めて、今日現在で1千枚を超えております。普及に伴い被害は減少しているというように認識しております。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

このカラスネットの1千何枚というのは、必要としている人全てに行き渡っているという考えでよろしいでしょうか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

あくまで10世帯単位でご利用いただく方にお貸ししているような状況でございますが、カラス被害の相談を受けた場合、お渡ししているというような状況でございます。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

大体行き渡っているということなんですけれども、しかしながら、カラスに荒らされるという相談が減らないというのは、使用方法の違いが原因と考えてよろしいですかね。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

昨年来、そういった問題がございましたので、回覧等で正しい使用方法、ネットについては、ごみの下に巻いていただくですとか、重しを置くですとかいうような方法を周知してまいりましたが、全ての被害がなくなったわけではないということもあるかと考えております。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

今後も引き続き、正しい使い方の啓発や指導に力を入れていってほしいと思います。

それでは、話を夜間収集に戻させていただきまして、ほかにも夜間収集の全国的な取り組み状況というんですかね、これはご存じなところというのはありますでしょうか。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

福岡市にはほかにも福岡県の春日市、太宰府市、兵庫県の姫路市、神奈川県相模原市、秦野市等が実施しておりますが、駅前の繁華街を中心とした一部の地域です。

また、石川県の小松市は、半世紀にわたって商店街のみを中心に夜間収集を実施してきましたが、今年9月に廃止したということも聞いております。この理由は、費用対効果を考慮したというように聞いております。

また、過去には、東京の世田谷区、杉並区なども駅周辺の繁華街を中心に実施しておりましたが、現在は実施しておりません。

いずれにしても、ごみ処理工場を自前で所有しているというのが条件になってこようかと思えます。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

今後の検討材料になればとの思いもありましてお聞きしますが、先ほどのご答弁で、夜間は五条川工場の受け入れはしていないと言われましたが、夜間に回収をして朝に持っていくということとは不可能なんですかね。

議長（久野 茂君）

島津課長。

生活環境課長（島津 行康君）

清須市には3社のごみ収集業者が入っておりますが、1社平均3台のパッカー車が五条川工場を3往復して搬入しております。すなわち、月・火・木・金曜日には清須市内を延べ1日27台のパッカー車が五条川工場を往復していることとなります。夜間に回収して、そのまま朝まで待機するという事は、待機するパッカー車の台数を増やすこととなります。そういったことから、不可能と考えます。

以上です。

議長（久野 茂君）

山内議員。

2番議員（山内 徳彦君）

パッカー車を増やせば、さらにコストが上がってしまうというご答弁だと思いますが、ごみ処分場を持たない本市は、夜間にごみを収集するというのは、コストの問題も含めて非常に困難であるというのがわかりました。困難というよりも、むしろ不可能であるという理解をしました。

そもそもカラス被害を食いとめることができれば、本市においても中間収集、非常に満足度の高い、現在の収集方法をやめてまで夜間収集に移行する必要はないと思います。

カラス被害をなくすべく、市民の皆さんに、安価で有効であるというカラスネットの正しい使用方法を徹底していただくことが必要だと思います。今でもカラスに荒らされたごみを作業員の方が掃除しながら収集するために、収集遅延の原因になっているとも聞いております。もし、それが残業につながり、その費用がごみ袋の値上げ等にはね返ってしまうことになってしまうと、市民の方にも迷惑をかけてしまうこととなります。そのようなことにならないためにも、現在の状況を放置することなく、何らか新しいルールをつくって対応していただきたいと思います。また、その新しいルールづくりをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（久野 茂君）

以上で、山内議員の質問を終わります。

次に、大塚議員の質問を受けます。

大塚議員。

< 7番議員（大塚 祥之君）登壇 >

7番議員（大塚 祥之君）

議席番号7番、新世代、大塚祥之でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

まずは、一般質問に入る前に、令和元年8月、九州北部豪雨により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

大きく1点目、避難勧告等に関するガイドラインの改定について。

記憶に新しい平成30年7月の豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、岡山県、広島県、愛媛県などで河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、豪雨災害では平成最大の200名を超える死者・行方不明者が発生するなど、各地で甚大な被害が発生しました。この豪雨では、気象庁が大雨特別警報を発表する可能性があるとの緊急会見を行うなど、マスメディアを通じて事前に広く情報を伝えていました。また、気象状況の悪化に伴い、多くの被災地では自治体から

避難勧告が発令されるなど、避難行動を促す情報が出されたものの、自宅にとどまり多くの方が亡くなるという結果になりました。

このような事態を踏まえて、中央防災会議防災対策実行会議のもとに設置された「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」において、豪雨の教訓を今後に生かすべく議論が行われ、平成30年12月に報告が取りまとめられました。

目指すべき社会として、これまでの「行政主導の取り組みを改善することにより防災対策を強化する」という方向性を根本的に見直し、住民が「みずからの命はみずからが守る」意識を持ってみずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという、住民主体の防災意識の高い社会を構築する必要があります。

この実現のための代表的な取り組みとして、（1）学校における防災教育・避難訓練、（2）地域避難に関する取り組みの強化、（3）高齢者の避難行動に対する理解の促進、（4）マルチハザードのリスク認識を全国で展開します。

この報告により、内閣府では関係省庁と連携し、住民の主体的な避難行動の支援に向け、平成31年3月29日に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定しました。具体的にさまざまな機関が発信する防災情報を災害発生のおそれの高まりに応じて5段階の警戒レベルに整理することにより、わかりやすい防災情報の提供など、必要な対策を講じています。

本市は7月の広報に行政ニュースとして掲載し、広く周知、理解に取り組んでいますが、令和の防災は気象災害のさらなる激甚化を前提として、地震、豪雨、台風が立て続けに、あるいは重なって発生する複合災害にも備えなければならない必要があります。

本市の地域防災計画の見直し、改定も含め、以下お伺いいたします。

①避難勧告等に関するガイドラインの改定を受け、本市がどのように受けとめ、どう実践していくかお伺いいたします。

②本市における指定緊急避難場所の周知についての必要性をお伺いいたします。

③去年6月の広報で掲載された避難所到達に時間を要する地域に対しての課題解決についてお伺いいたします。こちらは議場に配付している資料でございます。

④20か所の指定避難所のうち、全ての小・中学校の体育館が指定されています。この中で、災害時における高齢者や障がい者等の要援護者の円滑な避難生活のためのスロープや多目的トイレ等が設置されていない学校も見受けられます。学校の運営上、車椅子を利用する子どもたちにも平常時からの必要性があると思われませんが、スロープや多目的トイレの設置について、本市の

考えをお伺いいたします。

大きく2点目、感震ブレーカーの普及啓発について。

近年、大規模地震発生時においては、電気に起因する火災が多くみられるようになっていきます。また、東日本大震災においても、津波火災を除く地震の揺れによる出火の主な原因は、特定された108件のうち約54%（58件）が電気火災とされています。

消防庁、経済産業省及び国土交通省の協力のもと、内閣府により「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」が設置され、地震時の電気火災抑制策のための感震ブレーカー導入の必要性が示されました。特に、木造密集地域等の延焼火災の可能性が高い地域においては、火災の危険性を大幅に抑える可能性があると考えられます。「感震ブレーカー」は、地震を感知すると電気を遮断する機能を持つ装置であり、「分電盤タイプ」や「コンセントタイプ」、「簡易タイプ」など各種の製品があり、電気火災を減らす上で大きな役割を果たすことが期待されています。本市の無料耐震診断・耐震改修費等補助制度と合わせて取り組むとさらに効果的だと考えます。感震ブレーカーの普及啓発活動と補助制度に対する考えをお伺いいたします。

大きく3つ目、道路冠水等の軽減を図る側溝清掃について。

本市の側溝の清掃は、各自治会や市民の皆様にご協力をお願いし、ご協力をいただいている現状です。平成27年には、東海豪雨から15年目の節目の年として、市民と行政が連携し、浸水対策の推進と減災を目指して市内全域で雨水升と側溝の清掃を実施しました。東海豪雨を風化させず、防災意識の向上を目的とした、すばらしい事業だと考えます。

各自治会の高齢化が問題視されている中で、この取り組みを推奨していくためにふた上げ機やボール等の貸し出し、土のうの支給以外に、本市として考えられる側溝清掃についてのサポートについてお伺いいたします。

以上、ご答弁、よろしくお伺いいたします。

議長（久野 茂君）

最初に、1の①の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

①番についてご答弁いたします。

平成31年3月に、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達が開始されております。

本市におきましても、「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」という観点のもと、平常時から、地域の災害リスク及びとるべき避難行動等を周知することに加え、災害時に避難勧告等を発令する際には、対応する警戒レベルを明確にした情報の発信に努め、市民の皆様に主体的に避難行動をとっていただけますよう広報を行ってまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今のご答弁で、明確な情報の発信に努めるということでしたが、これは私が質問しました7月の広報に掲載している内容でよろしいでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

今、議員がおっしゃられましたように、本市におきましても、この周知については7月の広報に載せさせていただきました。こちらにつきましては、災害時における警戒レベルで3以上の情報については、清須市が発令することとなりました。レベル1、2については気象庁が発表するという内容でございます。

議員が先ほど冒頭に申し上げられました佐賀県を中心といたしました九州北部の大豪雨、こちらはレベル5という形で既に災害が発生している状況、命を守るための最善の行動をとるといった具体的な表記が流れました。

もう1つにつきましては、昨夜来から四日市市で豪雨がありました。こちらについてはレベル4という形で避難指示という、そういった具体的なお話、速やかに避難先へ避難しましょうといった具体的な表記をさせていただいております。

こういった中で、これまで発表しておりました避難情報に合わせまして、とるべき行動を明確にする、住民に主体的な避難の支援といった内容で、今後は防災行政無線や登録制メール、いわゆるすぐメール、ホームページ等により市民の皆さんに伝達してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今回の改定を受けて、広報に載ったのが7月なんですけども、市民の認知度と理解度についてはどのような分析をされてますでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

申し上げましたように、広報やホームページ、あるいは自主防災訓練等での周知を図っているところがございますが、運用が始まったばかりでございます。まだまだ認知度、理解度は低いと考えられますので、今後はさらなる周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、さらなる周知啓発を図っていただけるということだったんですけども、こういった周知啓発プラスなんですけど、市民の皆さんによりご理解していただくためのこういった啓発だとか周知だとかの計画等というのは現在ありますか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

今のところまずもって毎年度開催しております市政推進委員会、いわゆるブロック長、副ブロック長会議、あるいは8月に開催しております自主防災本部長会議にて、このことにつきましてそれぞれの代表の方にお伝えさせていただきまして、地域にそのように周知を図っていただけますようお願いしたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、市政推進委員さんを始めということで、そういった方に本当に理解していただいて、地域におろすということが周知啓発とかにもつながるというふうに考えますので、その辺のことは

ひお願いしたいと思います。

2番、お願いします。

議長（久野 茂君）

次に、②の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

②番についてお答えいたします。

本市では、災害対策基本法に基づき、災害の種別ごとに指定緊急避難場所を指定しており、洪水及び内水氾濫を対象とした避難場所が20か所、地震及び大規模な火災を対象とした避難場所が55か所となっております。

避難場所については、ホームページ、ハザードマップ等で周知を図っているところでございますが、それぞれの避難場所がどういった災害に対応しているのか、市民の皆様には十分ご理解いただけますよう、よりわかりやすい周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

本市の指定緊急避難場所ということで、今、言葉が出てきましたけど、ホームページ、ハザードマップ、今年度改訂の水害対応ガイドブックに指定緊急避難場所の掲載等が必要というふうに私、考えるんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

こちらにつきましては、ホームページ等にて今のところ一時避難場所、広域避難場所という区分で周知を行っているところでございますが、議員のお話のとおり、改訂作業中であります水害対応ガイドブックへの掲載を始め災害種別ごとの指定緊急避難場所の周知を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ぜひ、これはお願いしたいことなんで、よろしく願いいたします。

続いて、3番、お願いいたします。

議長（久野 茂君）

次に、③の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

③番についてお答えいたします。

昨年6月の広報に掲載した記事については、平常時に避難行動について考えていただくためのきっかけとして、また、災害時には避難行動を判断していただくための1つの材料としていただきたいと考えております。

また、避難所到達に時間を要する地域の方に向けては、平常時から、避難所までの経路を確認しておく、早目の自主避難を心がけていただくなど、みずからの命を守るための行動について啓発しているものでございます。

また、指定避難所への避難が困難な場合については、一時的な避難施設として、ご地元の集会所や公民館をご利用していただくことを想定しておりますので、こういった施設についても、平常時から確認しておいていただけるよう啓発を図ってまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、平常時から早目の自主避難をというご答弁でしたが、この地域に対しては、先ほど資料等でわかると思うんですけど、避難勧告の前の避難準備段階での避難が必要となる地域ではないかと考えます。どのような周知対応がこの地域には必要なのか、また、この地域に対して一時避難場所等新たな設置についてのお考えをお聞かせください。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

自主防災訓練や出前講座等の場におきまして、避難行動の考え方についてのお話をさせていただいているところでございますが、地域の災害リスクや実態により則した講話にするなど、今後

さらに工夫をしてみたいです。

現状、避難場所の新たな指定は考えておりませんが、ハザードマップの改訂などに合わせて見直しを検討してみたいと考えております。

なお、避難につきましては、市の指定緊急避難場所以外の場所への避難を妨げるものではないです。日頃から地域における災害時の危険場所を確認していただき、災害時には自分の身を守る最善の避難行動、避難場所を選定、あるいは選択していただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、「指定緊急場所以外への避難も妨げるものではありません。日頃から地域における災害時の危険箇所を確認しておく」ということなんですけども、こちらですね、地域のハザードマップ等だとか、先ほど言った地域の人のご理解が必要というふうには考えるんですけども、そちらについてなんですけど、③番でも聞きました、平常時からその地区の方にハザードマップづくりだとか、そういったものは市政推進委員会の説明等で啓発していただくということがベストだというふうに考えるんですけど、これについてはいかがお考えですか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

地域単位におけるハザードマップの作成事業は、本市の自主防災組織補助金の対象事業となっておりますので、市政推進委員会や自主防災会議本部長会議において補助金の活用を啓発しているところでございます。

また、愛知県の事業ではございますが、水から守るプログラムというものを活用してハザードマップを作成されている地域もございますので、こうした事業の周知啓発についても、あわせて図ってみたいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、啓発していただけるということで、自治会がハザードマップだったり水から守るプログラムというものの推奨していただくことというのが、先ほど言った早い段階への避難の理解につながるというふうには考えられますけども、こういったハザードマップと今お話があった水から守るプログラムを実際に行っている自治会の数というのはわかりますか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

自主防災においてハザードマップを作成されて取り組んでみえる自治会というのは、具体的な数は今ここでは申し上げられませんが、数多く策定されております。

県の事業である水から守るプログラムと申し上げたんですけども、こちらにつきましては、3地区、実際、ハザードマップを策定して取り組んでいただいていると聞いております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、3地区ということでしたけど、この3地区というものが多いか少ないのかという判断に困りますけど、この3地区という数を聞いてどのようなことを思われますでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

愛知県の事業といたしまして、ホームページにも、しかる時期に掲載をされているのは私も承知しておりますが、何せまだ認知度というものは低いものですので、さらなる認知をしていただくためにも、申し上げましたように、それぞれの自主防災会の本部長会議だとか市政推進委員会の会議において、この水から守るプログラム、こういった事業メニューがあるといったことを周知啓発したいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ぜひ、これもよろしく願いいたします。

先ほどご答弁いただいた中に、避難所の新たな指定は考えていない。ハザードマップの改訂にあわせ見直しを検討というご答弁をいただきましたけども、具体的な例を出してしまいますと、旧西枇杷島庁舎が耐震がないということで指定避難所から外れましたけども、地震などに集まる一時避難所が花咲公園が指定してあるかと思うんですけど、こういったものは危険性がないのかということをもっとお伺いしたいんですけども。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

旧西枇杷島庁舎の1施設であります西枇杷島会館が、建物自体が耐震性がないということで指定避難所を外させていただいたのは事実でございます。ご承知のとおり、耐震性がないというところで外させていただきました。

一方では、すぐ隣にあります花咲公園が一時避難場所ということで今も指定されております。

なぜかと申し上げますと、施設につきましては、中長期に利用されるということは考えられ、それに耐え得ることができないとして踏み切ったわけでございます。一時避難場所につきましては、地震災害のことを想定していますので、そちらに一時避難された方々が、場合によってなんですけども、1時間ないし2時間、3時間でそれぞれ生命の存在を確認した中で、それぞれの避難場所に行かれるという想定でございますので、そのような形で引き続き一時避難場所として花咲公園を指定させていただいたとる次第でございます。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

これもURとのいろんな協議事項だとか、いろんなことが出てくるかとは思いますが、こういった協議をしっかりといただいて、旧西枇杷島庁舎というものがどうなっていくというのもまだ明確にわからない。今、この地区の方に関しては、例えば、真ん前に第1幼稚園だとか、そういったのがありますが、代替とかで第1幼稚園等を避難所として活用することというのは可能ですかね。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

明確なご発言はできないかもわかりませんが、申しあげましたように、第1幼稚園の園舎を避難場所にするということだと、こちらにつきましても中長期的に利活用されるということが必須でございますので、隣にある13階の建物が倒れてくるという、そんな極端なことは申し上げませんが、何せ、耐震性がないということは鉄筋コンクリートの鉄筋部分が脆弱しているといったことから、クラックやらひび割れ等々があるといったところで安心して避難できないということから、第1幼稚園を指定避難所に指定するというのは難しいと考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

この地区におきましても、先ほどの資料等におかれる地域だと思いますけども、仮に指定避難所として指定するのであれば、どこか適している場所だとか、そういったものというのはいかがですかね。

企業等に応援協定を結びまして、避難所として使わせていただくという方法もあるかと思うんですけど、その辺も含めていかがですか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

企業の方々の地域性があるご協力というのは非常にありがたいことだと思っております。できれば企業の方からそのような温まる協力を申し出をしてくださることを期待しております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

こちらから、今、地元の皆さんから、企業からということだったんですけど、先ほど言いましたように、地元の方々に企業等にこういったお願いをしにいきたい。先ほどの避難ガイドの改訂も含めて、市民が自分で命を守る。行政はそれに対して全力で支援を行うということなんで、こ

ういった場合が上がってきたときには、防災行政としても企業との提携に関しては力をかしていただけるという解釈でよろしいですか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

ご地元の企業の善意については、本当にこちらのほうから喜んで迎えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ぜひ、その際にはお願いしたいと思います。

先ほどから話させていただいています避難場所に到達する時間がかかるいろんなケースが見受けられると思うんですけども、内閣府では、平成30年7月の豪雨に対して、洪水や土砂災害、ため池などの決壊等に多様な災害が同時発生しました。そのために地域の災害リスクに応じた避難行動をとるために、さまざまな自然災害のリスクについて平常時から理解するとともに、災害時にも容易に確認できることが重要と。また、複数の災害リスクを一元化できるようにシステムを把握するとともに、各種災害のリスク情報等を重ね合わせて表示できるシステムを構築していきたいと。

本市でも、各種災害のリスクを総合化して、先ほどマルチハザードリスクという言葉が出ましたけど、マルチハザードリスク、複合的災害という現状にとらえまして、指定避難所や一時避難所が適切かどうかということをもた検証いただきたいということと、また、避難所に関しての改訂の中には、スポーツ施設だとか図書館だとか、そういったものも指定避難所になり得るところだという位置づけもされています。

また、緊急防災減債事業債や防災対策事業債を活用して新たに避難施設を設け、避難施設になり得る場所の増改築などの補助金等も、今、消防庁のほうからの補助金等のメニューも出ています。

こういったことも加味していただきながら、もう一度、複合的に対する災害に対して本当に20か所の指定避難所で大丈夫か、55か所の一時避難所で大丈夫か、先ほど言った花咲地区、

もっと言うと、うちの西市場のほうもそうですし、新清洲駅もそうですし、その地区で旧の清洲であれば旧の清洲庁舎の跡地、新清洲の地区であれば、南側になりますが、ハックドラッグの跡地、ああいった場所にも目を向けていただいて、こういった補助金等も含めて、くどくなりますけども、総合的な災害、複合的な災害に対応できる、マルチハザードに対応できるマップづくりを行ってもらって、今ある20か所、55か所で本当に清須市民の命を守れるか、安全安心を守れるかということをもう一度検討していただいて、また教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

今、指定してございます20施設の避難所、そして55か所の緊急指定避難所、今現在しております。こちらを増やせば、確かにそれはいいことだと思うんですけども、実際、緊急指定避難場所と避難施設については、またこれを運用しなくちゃいけないという面もあります。これは職員だけで運用するというのもそうなんですけども、中期的、長期的になれば、当然のことながらご地元のブロック長の方、そして自主防災の会長の方々が指揮統制をしていただくということにも限りはございますので、今のところ20施設の避難施設、そして55の避難場所を引き続きそのまま指定避難場所として考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ぜひ、本当に自助・公助・共助ということで、行政、自分たちも含めてなんですけど、いろんな人にお力添えをかりまして、先ほど言いましたマルチの災害に対応する、複合的災害にも対応できる場所の検討だとか、指定避難所、一時避難場所の新たな設置についてもしっかりと検討していただくことを要望します。

次の質問をお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、④の質問に対し、石黒学校教育課長、答弁。

学校教育課長（石黒 直人君）

学校教育課長の石黒でございます。

1の④について答弁をさせていただきます。

避難所となる小中学校体育館のスロープについては、6校で設置されています。また、多目的トイレについては、7校で設置されています。スロープの未設置校については、車椅子を利用する児童生徒の状況を把握する中で、検討をしてみたいと考えております。多目的トイレについては、体育館内のスペース等を考慮し、必要性を学校と協議してまいります。

なお、大規模な災害が発生した場合、校舎側に多目的トイレが設置されておりますので、それらを利用することは可能であると考えております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、スロープ等も検討するという事で、多目的トイレについても、体育館内のスペース等を考慮し、必要性を学校と協議という非常に素晴らしいご答弁をいただきましたけども、これにつきまして、齊藤教育長、ご所見をいただけたらと思います。

議長（久野 茂君）

齊藤教育長、答弁。

教育長（齊藤 孝法君）

今、スロープ等につきましては、課長が申したとおりでございますが、必要になってくればつくらなくてはいけないというふうに思っております。

また、多目的トイレについては、設置に時間がかかるということと、スペース的な問題が必要となりますので、校舎にある多目的トイレを有効に活用していただいて、そういうことに対しては対応していくという方向で進めていくのがいいんじゃないかなというふうに私は思っています。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、学校教育課長と齊藤教育長からのご答弁をいただきましたけど、今、学校教育からの視点からということですけど、防災の視点からの考え方もお伺いしたいのでお願いいたします。

議長（久野 茂君）

丹羽次長。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

防災行政課長の丹羽です。

防災の視点では、内閣府が作成しました避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針を踏まえ、要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めていく必要があると考えておりますので、避難所におけるよりよい住環境を確保するため、今後、学校教育課と協議・検討してまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

ぜひ、協議・検討をいろいろ進めていただきたいということと、学校施設のバリアフリー整備に活用できる文部科学省や、先ほど言いました緊急防災・減災事業債、ユニバーサルデザイン化事業などと、全てスロープだとかに対する補助金のメニューになっています。こういったメニューを協議していただいて、使えるところは使っていただいて、学校にスロープができますように、学校教育課と防災行政課で協議をしていただくことを要望いたしまして、次の質問をお願いします。

議長（久野 茂君）

次に、2の質問に対し、丹羽総務部次長、答弁。

総務部次長兼防災行政課長（丹羽 久登君）

2番についてお答えいたします。

感震ブレーカーは、設定値以上の揺れを感知すると、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に遮断する器具です。各家庭に設置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで被害を大きく軽減することができるものであり、減災において有効な手段であると考えます。

今後は、消防本部などと連携して普及啓発に努めるとともに、補助制度については、他市町村の状況や取り組みなどを調査・研究してまいります。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

啓発・普及、消防本部としっかりやっていただきたい。

午前中に同僚議員から質問がありました区画整理未施行地区180ヘクタールあるということだったんですけど、木造住宅の密集地域ということで、延焼火災が起こり得る地域であり、建物棟数密度狭隘道路、老朽建物棟数率等も考慮した中で、先ほど言った耐震無料診断等も含めた感震ブレーカーの啓発というものが清須市民の安全を支えるものにつながっていくと思います。

補助金等の審議はまだ難しいのかもしれませんが、普及・啓発におきましては、ぜひ消防本部との会議と連携していただいて、こういった地区に啓発ができるような取り組みをこれからもお願いしたいと思います。

これは要望でお願いします。

次、お願いします。

議長（久野 茂君）

最後に、3の質問に対し、飯田土木課長、答弁。

土木課長（飯田 英晴君）

土木課長の飯田です。よろしくをお願いします。

3についてお答えいたします。

側溝の日常的な清掃は、各自治会や市民の皆様にご協力をお願いをしているところであり、市広報紙及びホームページでも啓発しております。

しかしながら、地域によって積極的に実施していただいているところもあれば、実施されていない地域もあるのが現状です。市としましては、ふた上げ及び清掃に伴う器具の貸し出し、土のう袋の支給及び回収を行っております。

また、ふたをあげやすくするため、数メートルに1か所、グレーチングふた、または鉄板ふたに取り替えることにより、ふたの軽量化を図るとともに、清掃時に、ふたがあかなかつた箇所につきましては、後日、目地等の清掃を行い、改善をしております。

以上でございます。

議長（久野 茂君）

大塚議員。

7番議員（大塚 祥之君）

今、道路冠水の軽減に対して、私、すばらしい取り組みだというふうに考えております。

また、住宅の側溝以外、また田畑等から流出する土砂等に対しましては、産業課のほうから抑制にかかわる手紙等の啓発を行ってもらっているというのは確認しております。

問題は、それ以外の場所についてなんですけど、具体的な例を出してしまうと、J R清洲駅の在来線沿いの側溝などが土砂の流入がありまして詰まっている箇所が結構見受けられます。こちらに対しては、土木課としましても、これはJ Rだったり企業等になるかとは思いますが、働きかけた上で、この土砂等の流入を抑制する政策だとか協議だとか、そういったことをしていただかないと、清須市の側溝清掃、住民の皆さんにさせていただいたとしても、こういった箇所ができないということになってしまうと、また、道路冠水等の起こる原因にもつながってくると思いますので、これに対してしっかりと企業等に働きかけて、防止策と抑止策についてしっかりと話をさせていただきたいということを私から要望いたしまして、質問を終らせていただきます。

ありがとうございました。

議長（久野 茂君）

以上で、大塚議員の質問を終わります。

以上で、2日間にわたる一般質問の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、9月9日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

早朝よりご苦労さまでした。

（ 時に午後 2時32分 散会 ）